

定家著『和歌書様』『和歌会次第』について

—付・本文翻刻—

要旨

歌人・藤原定家の著述の中に、和歌懐紙の書式を録した『和歌書様』や歌会・歌合の作法を仔細に指示した『和歌会次第』などの、零細とも見られる書が存在する。小稿では、これらの資料の書誌的批判を通して、詩的営為とは一面で縁遠いような領域に、定家が一方ならず関与している様とその所以を尋ね、それらの意味や位置について考えてみたい。具体的には、対象となるテキストの分類整理、本文内容の読解、定家の思惟像との触れ合い、当該テキストと周辺資料との関連を順次検討する。

さらに以上の結果を、言語表現に付随する書式・作法を取沙汰しているこの種の中世のテキスト——定家に見られ以後も夥しく製作・享受されて行く——を如何に読みかつ把えればよいか、という問いと結び合わせて、『書式史』『作法史』という視野をも設定しながら、私見を述べてみたい。

川平ひとし

1 はじめに

見学園女子大学紀要 第21号 1988

藤原定家の著作の中に、和歌懐紙の書式につき細かく沙汰した『和歌書様』や、歌合・歌会の作法を録した『和歌会作法』のあることはよく知られている。小稿の目的の一つは、これらの、形態と分量とについて見れば片簡とも称すべき書の実体を書誌的な側面から掘り起こし明らかにするところにある。ある意味で詩的な言語表現の営みとは本質的に無縁であるかのような書式・作法などという領域に、のちほど見るようにならじん執着とも言える熱意をもつて関与しているのであるが、その有様と事柄の意味とをテキストに即して尋ね、かつそれらを定家の歌人の軌跡や和歌史の文脈の中に位置づけるための方途を求めるとするのが小稿の第二の目的である。

この種の定家の著作のもう意義に留意すべきことは、早く、当該の一資料を紹介した久保田淳の示唆するところであった。⁽¹⁾また特に中世後期に至るにつれて作法・書式（書法）の書が夥しく製作され享受されることを、歌壇史の展開に沿って、一つの文化史的展望を示唆しつゝ記述した井上宗雄の研究⁽²⁾があり、近時、武井和人による、懐紙書式における一方式を系譜的に辿る論も提出されている。⁽³⁾思うに、こうした非言語的あるいは言語外的な、和歌表現の運用をめぐる形式・方式への強い関心が定家にも存し、また長く中世を通じて顕著に認められるこの意味は一層精細に吟味されるべきではなかろうか。ここでは主として定家の段階における問題と幾分かの見通しをとり纏めて考えておきたいと思う。

2 テキストの認定

最初にテキストの様態を見定めておきたい。問題にする書の一つ『和歌会次第』には、定家の末裔、冷泉為和による「改編本」が存在する。

同本については旧稿でとり上げ、その内容や位置につき私見を述べた。⁽⁴⁾

この種の定家著作とそれに非ざるものとの境界辺りに位置する書を片寄せることによって、定家の当該著作そのものを捉えることが可能となる。

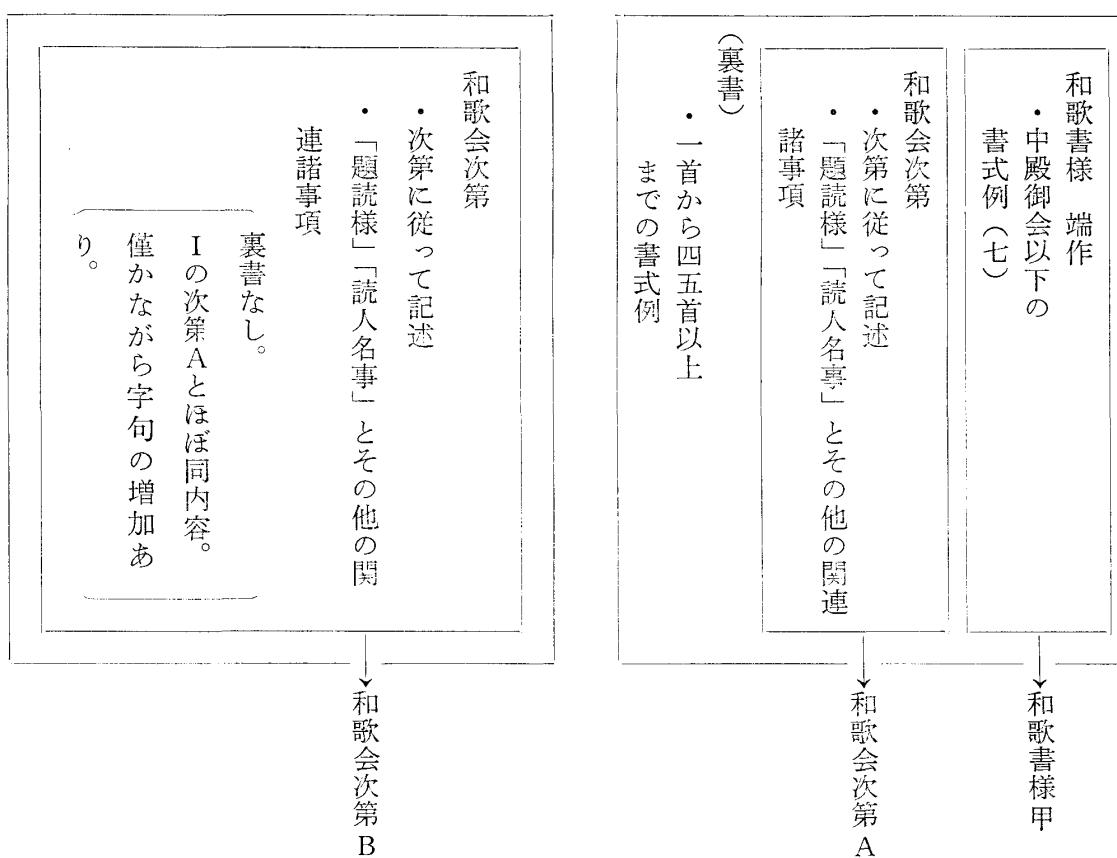
さて標題に掲げた両書は本文内容・流傳過程・伝存状況から判断すると、既に定家段階において相互に関連しながら執筆され、のち種々に結び合わされつつ享受されたと目される。従つて伝本整理に際しても両書を切離して扱うのは適切でない。井上宗雄による先駆的な調査⁽⁵⁾に基づいて改めて整理すると、本稿末の「付録I」に掲げたように、諸伝本はIとIVの四類に大別され、かつそれぞれの流傳経路を大むね辿りうる。重要なのは、四分類しうる本文はどのように相違しているかであるが、それらの差異性を読解することを私の論点の一つとしたいゆえ、四類間の異同についてはのちほど言及したい。

細部を省略して、いま分類論上の留意点を二つに絞れば、第一に、IとIVは、流傳経路や奥書類の記載から知られる通り、いずれも定家じしんの著録になることを確認できる（付録I参照）。第二に、しかしながら四類は主として形態上の相違によるものであり、これに依拠して直ちに定家は四度に亘つて当該書を著述したと見做すことはできない。四類の内容はやや入り組んでいるのである。その様相を一覧する為に、各類の

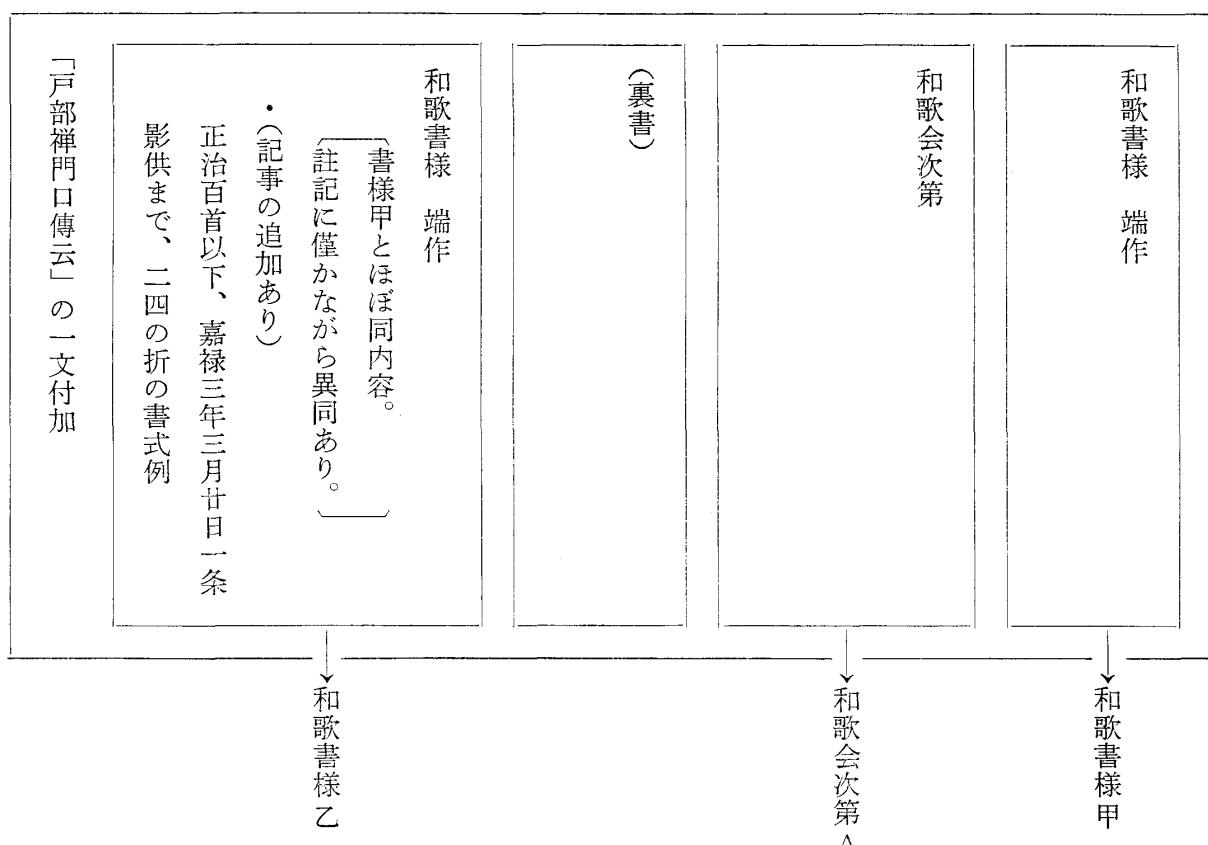
本文内容の構成を摘要しつつ図示すると、以下の如くである。

II

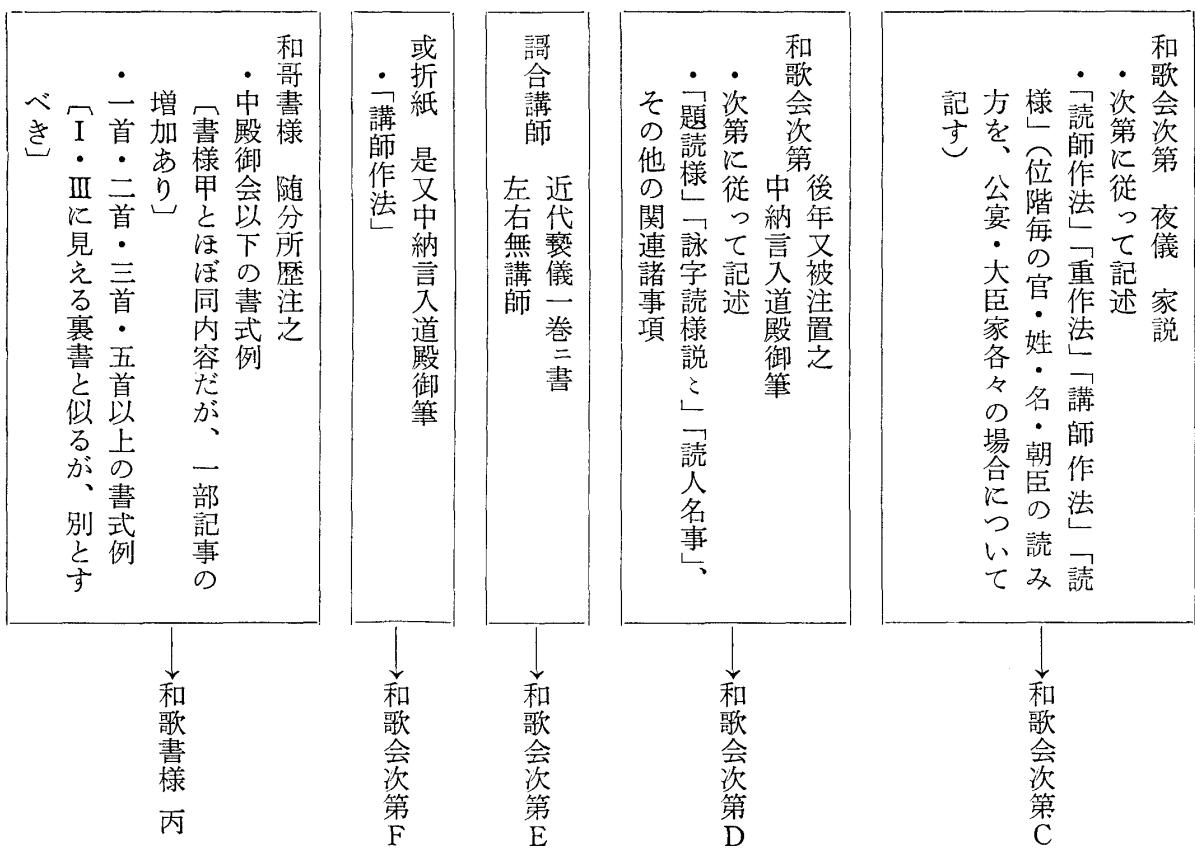
I



III



IV



示した通り、各テキストは互いに極く似通いながらも記載内容が相違しており、「書様」(以下このように略称する)の系列でいえば甲・乙・丙の三種、『次第』(同上)の系列で言えばA・B・C・D・E・Fの六種を認めうる。言換えれば、定家はこれら各種の、細部において異なる記事に幾度も手を染めたことになる。以上を見る限りでも既に定家の深い関心の程は窺えよう。ただし右の『書様』三種『次第』六種のみに止まらなかつたようである。いま一つ定家の當為を伝えるかと思われるテキストが存在する。それは『和歌愚僻抄』なる資料である。

3 『和歌愚僻抄』の問題

『和歌愚僻抄』については、これも既に井上完雄によつて問題点と今後の追究への指針が示唆されている。⁽⁶⁾現在のところ伝本として文化庁蔵高松宮旧蔵本・三康図書館蔵本(付録I掲出IV回に合写)・橋本研一氏蔵本(未見。大野晋の紹介⁽⁷⁾に拠る)の三本を知りうる。高松宮旧蔵本奥書(付録IIの翻刻参照)ならびに三康図書館本の奥⁽⁸⁾から察知されるように、冷泉為相が関東において東国の人々に秘蔵の本の披見や書写を許していたことを伝える資料として興味深く、いずれ此の書が為相から為秀へ伝わった冷泉家流の重要な伝書の一つであつたことは明らかである。『和歌愚僻抄』の内容は次の五つの部分から成つている。

- (a) 一つ書きの「書始草子事」「嫌文字事」以下「書哥事」「草子付色事」に至る条々。いわゆる『下官集』に相当する。
- (b) (a)に引き続き同じ書写型式で「書哥事」とあり、一首・二首・三首・

五首・六七首の書式例を記す。先記I類・III類に見える「裏書」の記載と似る。

(c) 「端作」と標目を記したのち「院」「公宴」以下「撰歌合清書」に至る種々の折と場に応じた和歌書式を掲げる。『書様』甲乙丙と記事重なりつつなお別種の本文。

(d)(c) ののち一行分空白を置いて新たに標目「和歌会次第」を記し、「先懷愚詠參其所」云々以下「^(採)探題和歌」の項までを載せる。その内容は『袋草紙』の冒頭「和歌会次第」から「探題和歌」冒頭部分までの記事をほぼ元の順序に抄出したもの。

(e) 「或記云」と註して一段あり、後に本奥書を記す。

記事の多寡から見ると、本書は(a)・(c)・(d)の三部分を中心としている。私見を直ちに言えば、定家真作と見てよい(a)の『下官集』と一つに結収され合写されているこれらの全体——早く為相・為秀らによつて一纏まりの書と見えられていたと思われる——を、形式と内容とから判断して他ならぬ定家の手を経て成ったものとしてよいと考える。私見の論証ともなるゆえ、内容の一部を読んでみよう。

まず(c)の部分は(前接する(a)については後述)記事の構成・内容において先に概要を掲げた定家の『書様』の諸種と密接に関連していることは明瞭である。例えば末尾辺りで、「去今年見此事」と筆録者の輓近の体験と共に語られている「公宴書官之唐名事」云々は、『順徳院御記』や『八雲御抄』の伝える藤原公継の逸話に関わる記事だと推定される。「惣不見不聞……驚而可驚、莫言々々」の文言は定家の語り口を思わせる。ま

た右に続く「撰哥合清書、不書名、只書題歌、與官名書之也」の記載は、『明月記』建仁元年三月二十七日条の、兼実以来の懐紙の書様を良経が実行していく、当の書式を知らずにいた定家が俊成に質した上で寂蓮その他と共に「此書様」を襲用した、という『新宮撰歌合』の折の挿話と合わせて——その折得られた定家の知見として——読解できる。更に(e)の白紙を置く作法の記載は、基俊・俊成を経て定家へ伝えられた言説として読みうるのではないか。そもそも歌会において歌を案出ししきれぬ際に白紙を置いて当座を逃れるという便法は、『袋草紙』などでは一つの在りうべき故実とされ、『八雲御抄』ではこの種の振舞を「是非恥。優事也」とも評している。⁽¹²⁾ 翻つて『次第』A・Bでは、当の「作法」に対する「亡父命」すなわち俊成の見解が記され、「詠哥接人数之輩……何及置白紙之故実哉、不足言事也」の如く、俊成の、言わば専門歌人の「輩」に連なる者の当為が決然と語られている。これと『和歌愚僻抄』の先程の記載とを重ねて読めば、基俊・俊成・定家と伝承された一つの作法をめぐる態度のあやが現れているとも解され、深読みを誘う。

以上のように、仮りに此の書を定家が関与した書として把え、当面の問題に立つてみると、今しがた読んだ(c)を、既知の定家著になる『書様』三種に追補すべき別種のテキストに擬して、新たに『書様』丁を想定することができる点は重要である。また、『袋草紙』を抄出した(d)はそれ自身『袋草紙』享受史の一資料として注意されるが、これも定家の所為となれば、六条家歌学の一つの達成である。『袋草紙』を定家が転写・抄出した作業に含まれている意味——定家の対清輔認識、和歌会の

故実を録するに当つて清輔より得た知見の大きさ、細かく言えば定家が依拠した『袋草紙』の本文如何の問題などと併せて——を更に考えてみるべきであろう。⁽¹⁵⁾ こうして『和歌愚僻抄』の内実を検討することによつて、書式・作法に寄せる定家の関心と関与が一段と巾広いものであったことを推測しうる。次にその関心と関与の有様を、テキストの中に読み取つてみたい。

4 テキスト間の差異

第21号 1988

『和歌愚僻抄』については一定の留保を付し、確実に定家の著録であると認められる『書様』三種『次第』六種の本文を、各テキスト間の差異に留意しながら読解してみよう。

(1) 『書様』の系列

第一種の『書様』甲は『日本歌学大系』(新版)第三巻に翻刻(『和歌秘抄』)のある言わば流布本であり、その実体につき殊更敷衍するまでもない。

(a) 『書様』乙の様態

『書様』乙は『書様』甲にある七つの書式例をそのまま保存し、後段に例を追加したもの、と把えられる。久保田による翻刻に云う「別本」は右の追加部分に相当しており、中に、他に所見の無い定家の作品が三首含まれている点で貴重であることは周知の通りである。ところで付録の「流傳系路図」に示したように、乙を伝えるⅢ類本系統の伝本には、為秀・橋業文より伝わった^[19]~^[22]と、^[18]の如き流れとの両者がある。

注意したいのは、前者の伝本群の場合、追加部分を「又別本云同前之事少々略之」という書写態度で処理したため、結果的に一項目脱落せしめてしまっている、という事実である。原態を保存していると考えられるのは^[18]の三条実連経由の本である。同本に拠れば、乙の追加部分の内容は次のように理解される。すなわち、前段七例中にもある正治二年院初度百首の折の端作例を再度掲出し、これを始めとして建保五年四月十四日の後鳥羽院庚申和歌会まで、飛んで承久乱後の嘉禄三年の西園寺公經一条第の影供歌会⁽¹⁷⁾に至るまでの、定家の出詠した仙洞・内裏その他の公的な折の書式例二四度二六例——漏れている折もあり、自己の関与した晴の催の例を正確に集成することを意図したのではあるまい——を列挙していくことになる。甲では、中殿・仙洞・内々常御会・后宮・内大臣家・賀茂社会・黄門亞相參法輪寺遍昭広隆寺等・私山寺会の如く、〈公〉から〈私〉へ至る〈場〉を軸として筆録されていたのに對して、ここ乙の追加部分にあっては、年次順に、〈折〉に応じて連ねられており、乙とは異なる排列上の原則に従つてゐる。最末例のみは、自らの端作の他、同じ折出詠した者の例を網羅しようとしたのであろう。また字高や余白の幅員の寸法を一部で註記しているのも、他種には見えない乙の特徴である。なお巻末の「戸部禪門口伝云」の一段は為家の言説を後人が直接⁽¹⁹⁾あるいは間接に聞書して附加したと考えられる。定家の所為には関わらないがこれも乙ひいてはⅢ類本のみに見られるものである。⁽²⁰⁾

(b) 『書様』丙の様態

『書様』丙は甲そして乙冒頭に見える書式七例を載せている。従つて

変化は乏しく独自性に欠けるが、所々事例についての註記が増加されて
いる点に他種との差異を認めうる。当の増加註の性格を強いて言えば、
やや当座性が現れている。例えば「中宮」の例、すなわち建久五年八月
十一日中宮和歌会（定家歌不明、本書により端作のみ知りうる）の際の註記
では、「公卿」等や良経の書様（「……ト令書給」とあり）がその折定家自
ら実見したところに基づいて記されていると見えるのである。また治承
二年重保賀茂別雷社歌合に関わる次の註記は、短いながら注意を引く。
其時不詠和哥、只依父命書文此事

「不詠和哥」は出詠しなかったと云うのではない。もとよりこの折の詠
三首こそは十七歳の定家の公的な場での歌人的出発を告げる記念すべき
ものであった。右の註記は、その折定家は俊成の指示に従い掲出されて
いる形の端作のもと詠を認め、書かれたものの上で参加したという事情
を云つていよう。当歌合の成立事情と定家の側の状況——他種のテキス
トでは知りえない——の一端を伝えるものである。

(2)『次第』の系列

『次第』に眼を移そう。『次第』六種は互いに記事の繁簡・出入りが
少くない。差異の認められるところを事項のみ列記すれば、

(a) 「題詠様」のうち「……といへることをよめる……」の「よめる」
〔詠字〕の詠様の説——A・B・C・Dに見え、E・Fに対応記載な
し。

(b) 同じく「やまとうた」の詠様・アクセントの説——A・B・C・Dに

見える。

(c) 同じく「……といふことをよめる……」の「といふ」を「微音」にて
読むべき事——C・Fの註記に見える。

同じく「御製」の場合「……といへることをよませたまへる……」の

「たまへる」は「此詞非高聲」であるべき事——B・Dの註記に見え
る。

(d) 主人の「氣色」を承けて事が運ばれる事。特に退出時の作法——B・
Dに見える。

(e) 晴歌合に左右講師がある場合とその作法——A・B・Eに見える。

以上の記事を有する場合にもテキスト同士で違いのあることを改めて
注意しよう。

(a) では、「詠」字の訓に「よめる」「なかむる」「ゑいせる」の三説あ
ること、各説の相違と由来、定家らの拵る説が各々註記されている。こ
れらから、定家によって認知されている〈家説〉なるものの、俊成・定
家段階で含みもつていた論理や気分が読み取れる。これについては、か
つて冷泉為和改編本——『次第』Cを主たる粉本として増補を施した書
——を検討した際に、(b)の問題と併せて論及した。⁽²¹⁾ここでは省略したい。
(c)・(d)・(e)もまた單一種のテキストだけは知りえない定家の認識の襞
が変差を見せつつ現れている例である。うち(d)の講師の作法の連なりに、
『次第』Dのみに見られる。

講師参進之後、主人^ノ_人所上^百觸氣色公卿已下近進〔寄〕^{*} 留本^厚少^ミ或召殿

上人^{者歟}其道^{大納言後}讀師讀上之後、同音詠之、^後事訖^{之興}、事訖⁽²²⁾

の、隆房に関する註記は興味深い。『平家公達草紙』や『教訓抄』の記

載⁽²³⁾から想像される隆房の詠吟の声のめでたさを、定家自ら語っているものとして貴重である。定家が右の如く註している現在時点の口勿を読み取りうるのではないか。隆房の出家した建永元年以降、おそらく没する承元三年以前頃の語り口であるように感じられる。自ずと『次第』Dの執筆年次も推測されよう(定家がそのように慨嘆していることの意味についてはこののち再度触れたい)。

更に各種間の記載を比較することにより、骨子を等しくしながらも中細かな差異を認めることができる。当然、背後に各テキストの執筆対象や目的の相違が微妙に存在したことを予測しうる。またこれらの記載は、例えば兼実家・良経家・院歌壇・内裏歌壇の場や、成員たちの情況を断片的ながら伝える資料として価値をもつことになるが、一步進んで読めば、テキストの中に定家の思惟の姿、思惟像と言うべきものがほの見えていると考えたい。次に当の思惟像を幾つかの侧面に絞って把えてみたいと思う。

4 定家の思惟像

第一に、定家の執着とも呼びうる意思を読み取りたい。書式・作法についての定家の強い関心は『明月記』の記載などから十分知られるが、以上のテキストに即することで、関心の有様に改めて具体的に接することになる。定家はこの種のテキストを一再ならず染筆したのであるが、例えば⁽²⁵⁾の、為秀のものかとも思われる奥書に、

此外硯管蓋等書、御日記以下、御自筆之証文等非一、求料紙追而可

注加之

と見える通り、定家の作法書類は他にもなお存したと推測される。もはや執着と呼んでよい営為であろう。先述の『袋草紙』抄出——飽くまでも『和歌愚解抄』を定家と結び合わせるとして——などの故実の確認作業も以上のような執着によつてもたらされたのであろう。

故実の確認から定家じしん一步進んで相渉っているのが、〈執着〉の根方辺りにある〈説〉や〈家説〉への志向である。これを第二の側面として挙げたい。

諸テキスト中に「古伝」「口伝」「一説」の引用と併せて、俊成の「庭訓」「庭訓説」「亡父命」「亡父の説」「亡父教訓」などの〈説〉を取沙汰した記載が散見される。中にあって定家の執着を解く鍵となるものとしてやや重い意味をもつのは〈家説〉の概念であろう。重視したいのは、定家によつて「家説」と呼ばれる際の原則である。テキストに沿つて見ると「家説」の語は、前節⁽²⁾の『次第』の要点のうち(a)・(b)の二箇所に見られ、しかも孰れも基俊の説を、俊成を通じて受容し襲用している場合にのみ厳しい程に限定されている。従つて定家のこれら一連の書は、

書式・作法に関する御子左家の「家説」を確認・集成したものであるなどと大雑把に云うことはできまい。

例えば『次第』Cの内題「和歌会次第 夜儀 家説」(⁽²⁶⁾に拠る)を細註共々読めば、すぐさま夜儀の「家説」を定家自らとり纏めたかのように受け取られる。しかし三康図書館本⁽²⁷⁾の同じ註記に「夜儀 家説 祖父

つていた可能性も窺える。ちなみに同系統の最も信頼しうる大東急記念文庫本（24）には、同じく

和歌会次第 夜儀 家説

とあるものの、「家説」の字は「夜儀」に比してやや小さ目（別筆とは見えない）墨の色幾分薄く書かれており、「家説」の註記は本来のものとも断じられない、という文献的な証跡を得ることができるのである。つまり定家は『次第』Cを「家説」の理念のもとに一括して提示したと即座に云うことは控えねばならない。「家説」概念の定家における姿を今少し慎重に吟味すべきであろう。無論、平安末期歌学の説を継承しながら、又、六条家の人々の達成点に媒介されながら、俊成・定家が基俊説を根拠として六条家の人々以上に〈家〉なるものをめぐる価値観を導入したことの意味は重視されねばならないが、その位置を見定めるためにも、〈家説〉の俊成・定家段階における思考形態のもつ歴史性を厳密に踏まえるべきだと考える。

さて、こうした祖述風あるいは記述的な乾いた記載と併行して、より非記述的な側面も滲み出ている。第三に定家の〈私性〉と呼びたい面がそれである。

〈私性〉にも幾つかの側面を認めうるだろう。ここでは〈声〉という面に注目してみたい。

もとより燈の立てる音、衣擦れの音など、定家らの臨んだ会の場で響いたであろう物理的な音はひとまず描く。人為的に発せられる声に留意しながら定家による記載を読んでみると、披講時の講師作法のうち特に

声にかかる細かな指示は目を引く。書かれた文字を慥かに見る為了に遠座してはならぬという注意を始めとして、頻りに伏し仰いではならぬこと、「不搖動頸以下身躰」（『次第』D）「^{あながら}強ニくゝまらず大略直居テ可令読之」（『次第』C）など、姿勢についての注意は詳細である。また声音についての指摘も見逃せない。ただし声については『袋草紙』にも故実に関わる記事が存するから、事は定家のみに限らないのではあるが、定家の一連のテキストの中で眺めると、或る特有の意味を看取しうる。それは約言すれば、当座に発せられるべき〈声〉への集注を、強く求める姿勢の現れであろう。ここで先引の隆房をめぐる言辞を想起したい。隆房の遁世してのち、所々の会では表向き隆房の妙なる聲音を耳にすることもなくなり「無詠吟之興」と定家は記している。右の言を裏返して読めば、一旦書かれたことばが講ぜられることによって聴覚的な広がりの中で再生する時の感興を、定家じしんその都度確かめつつ詠吟に聞き入っていたことを伝えるものに他なるまい。このように披講の場でひとり傾聴する定家の像の中に〈私性〉の強い現れを読み取りたいと思う。⁽²⁵⁾

6 テキストの成立時期

述べたような〈私性〉は執筆時における定家の状況とどのように結び合っているのだろうか。

各テキストの成立時期は必ずしも明らかでない。内部に手懸りを求める、例え建保六年八月十三日中殿御会和歌の端作例を載せる『書様』甲・丙、嘉禄三年三月廿日公経亭影供の例を含む同乙はそれぞれ成

立の上限を画しうる。また秀能を「左衛門尉藤原秀能」と表示している『次第』A・B・Dは、秀能の出家以前（大むね承久の乱以前）の成立と見做されよう。ただし確たる徵証は乏しくいすれも時期を微細に確定するには至らない。

中にあって『次第』Dは先述の如く幾分絞りうるかと思われる。『次第』Cの場合はより一層限定しうるのではなかろうか。

Cの奥書（翻刻参照）に見える「羽林枯木」の署名に注目したい。近衛の司の枯木という定家の自称は他にも用例を見出しうる。「承元三年春上旬」と年記のある『万物部類倭歌抄』奥書の署名がそれである。この署名の趣意は、左の如く説明される通りであるに相違ない。

承元三年（一一〇九）三月は、定家四十八歳で、左中将に転じて八年目にあたり、左少将に任せられてから二十年に達するのであり、

「羽林枯木」と署した意義も首肯せられる。⁽²⁶⁾

この「羽林枯木」を目安として絞れば『次第』Cもまた『万物部類倭歌抄』と同様に承元三年前後、しかも同四年正月二十一日中将を辞す以前に成立時を限つてよいであろう。ところで既に知られている定家自筆の詩懐紙にも「羽林枯木殘榮」の署名が見られる。⁽²⁷⁾此の「初冬宿大原草山庵書懷」と題された詩に表現された氣分を重ねると、承元後半頃の定家の心的状況は一層ある色相いを帯びてくる。「羽林枯木」から想像される心的状況と『次第』Cの如き作法をめぐるテキストの著録とが定家の中で如何に連繋していたのかという問ひは誠に興味深いものがある。

いま少し時期の問題に引きつけて考えてみたい。当該テキスト全てを等し並みに扱いえないにせよ、その一部は承元後半頃に成立したと想定できるとすれば、何故この時期に執筆されたのかという問い合わせが自ずと湧いてくる。右の問い合わせを把握するためには、定家の故実への関渉を、承元を今私は持ち合わせていないが、定家の周辺から強いて緒口を求めてみよう。

定家じしん、承元から程無い建保年間頃を広く道々の作法・所作における一つの変り目、あるいは新儀出来の時期と把えていたらしいことは、建保年中初新儀出来之条、時儀依_レ驚_レ目、為_ニ事准拠_ニ所_ニ注加_一也

（『顯註密勘』⁽²⁸⁾）

などの言説から窺える。こうした時代認識は定家の故実をめぐる〈近代批判〉——例えば『明月記』から幾らも拾える——の姿勢と深く結び合つていよう。勿論、公家文化中の故実につき「近代」の様を批判する態度は今に始まつたことではなく、また定家特有のものでもないが、特に承元前後の風に対する一定の思念が定家の認識の中に存したことは認められるのではなかろうか。ともあれテキスト成立時期頃の定家の時代認識——文化的あるいは制度的な規範や故実をめぐる——とテキスト筆録の動機とを折り合いのつく形で説明してみる課題があるのであろう。近時いわゆる建保期の和歌史的状況の分析は精細さの度を深めつつあるが、定家の場合についても「建保期」を更に細かく分けて、〈承元期の定家の如き視野のもとの検討がなされてよく、ここでとり上げつつある問

題もそうした吟味に深く参与することになると思われる。

7 波及する問題

当該テキストの実体をやや見定めることによって、これらと定家論にかかる周辺の資料との関係如何という問題も派生してくる。いま三つの書との関係に絞って略述してみたい。

第一は『下官集』との関連である。問題点の一つは『下官集』の本文の問題にかかる。先に検討した『和歌愚僻抄』所載の「下官集」相当本文と、定家自筆本の姿を留めている故に最も信頼すべき「僻案」と端書きされた本文との間には、幾分か異同が存する(『和歌愚僻抄』の実状については後掲翻刻参照)。異同の中から一例として巻末の一文を両者対比して示せば、

已上先人下官存之他人不同心

(「僻案」本)⁽³⁰⁾

已上一身存之更無用人

(「愚僻抄」本)

(回)定家は「下官集」を唯一度のみ著録・染筆したと考える必要はない。(iv)従つて「下官集」の呼称も大野晋の提唱する「僻案」——この端書きは、例えば「愚僻抄」本には見えないゆえ——のみに限らなくともよい(ただし「下官集」の名称が適切であるか否かは依然として問題となる)。

『下官集』の書誌自体の問題とは別に敢えて付言すれば、『下官集』を定家の仮名遺論書として分析吟味しうることは言うまでもないが、一連のテキスト群と連環するものとして『和歌愚僻抄』の如き形態と内容の書を位置づけ、かつその中に包み込まれている「下官集」部分を読み直すとき、当の仮名遺説も本来、詠出された和歌を書記するための書式・書法の説と一緒にものとして執筆されていたのであり、テキストの内部には定家の強い私的原則が明確に自覚されつつ示されていると

いう側面を改めて重視したい。言換えれば下官集に歌人定家の「私性」を更に積極的に読み込みたいと思うのである。

愚僻抄本は「先人」の語を欠いている他、「下官集」の呼称の所以となる「下官」の表現も異っている(ただし「先人」「下官」の語は他の箇所に見える。それらの語が愚僻抄本にあって全て消失しているという際やかな差異が認められる訳ではないが)。無視できない異同としてよいのではなかろうか。論じた通り『和歌愚僻抄』を定家の所為に引き寄せて把え、かつその資料的価値を無下に斥けないとすれば、右の本文異同の一端に基づい

て、やや性急ながら次のような諸点を考えうると思う。

(i)「下官集」には「僻案」本の他に定家じしんの手に成るヴァリアントがなお存したのではないか。

歌論書類には、定家自ら作法等を書き記したらしい書としてこれを理解する言説も見られる。⁽³³⁾

行なった範囲でのテキスト批判に立脚して言えば、当該資料の中から「明月記」の名称や内実にかかる記載を見出すことはできない。定家の筆録になる一連のテキストそのものと「明月記」なる書とが直接、直接に結びつくことはなく、言わば不在証明を得ることができる。従つて在りうべき「明月記」は定家の『書様』系列『次第』系列の現存するテキスト群とは別の領域に想定されなければなるまい。「明月記」の実体は依然として不明であり、その姿は未だ伝承の中に在るままである。

複雑な成立過程を辿ったと思われる『愚秘抄』の成立問題にも事は波及する。同抄（鶴末）の巻末辺りに見える書式や作法に関する記載は定家のテキストのそれと関連は薄く、本文上別種のものと見做せる（いまその検証を省略する）。直接の依拠資料となつていいのではないではなかろうか。例えば室町末期、冷泉為和の改編本などが出現したのも為和の手元に由緒正しき定家のテキストが伝存していた故であつただろう。これに反して『愚秘抄』を編成するに際して編者である擬似一定家（あるいは複数）は、定家真作の作法法類を直接参照してテキストの信憑性を高からしめるという道を選びえなかつたという事情を想定すべきかも知れない。

8 位置づけ——〈書式史〉と〈作法史〉

以上の論述を踏まえて、次にややテキストから距離を置き、また目路を伸ばして、和歌史の文脈の中で、定家による書式の書、作法の書のもう意義や、それらを位置づけるための視野について考えてみたい。そもそも『書様』をも含む書式の書では、和歌を如何に作り書くかと

いう問い合わせ形式や方式の次元で詮義されている。そこに見られる思考の様態は、視野を開いて眺めれば、西欧で云う「レトリック」の領域におけるそれと結び合うはずである。無論、文芸や思想における彼此の思考形態の構造的な差異を認めない訳には行かないが、いま広く人間の観念を表現するための手法の一つとして「レトリック」を抱えるならば、検討してきた「書式の書」とは、レトリックがことばを書き記すための技術として極めて形式化されたものと位置づけられよう。⁽³⁴⁾

そうした彼地の用語法を心に留めておいて、此地の対象を眺めると、中世、書くことの技術に関する書が量質ともに多彩に存在したことに関めて注意される。和歌における書式の書、史学の側からの言及もある『書札礼』や『雜筆要集』、主として国語学や教育史の資料として把えられてきた往来物などが或る文化史的な広がりの中に存しており、これらを統一的に把握する視点は必然的に要請されるであろう。

こうした視点にも留意しつつ、より和歌史に即して言えば、差し当たり書式をめぐる史的展開すなわち「書式史」の流れを想定することができるのである。書式史を書式の書に沿って辿ると、数多の書式の書の出現した中世から近世へ受け継がれ、近代への過渡期⁽³⁶⁾を経て当代⁽³⁷⁾に至るまで、時々の歴史性を帯びつつ脈流を保つていている。こうした書式史の中の「中世」に位置する、既に見たテキスト群の相貌について改めて考えてみるべきである。

一方、作法の問題は、これも視野を開いて眺めると、広く文化現象の中にある身体動作を伴つた表現行為——海彼の概念に云う「パフォーマ

ンス〉——の問題として理解される。和歌における作法とは、詩的言語表現が生成・享受される場での所作・身振りを伴う言語運用を重視して、独特的の細微に亘る規範の世界を築いたものに他なるまい。特に日本中世の種々の〈芸道〉にあっては、こうした身体的表現行為の運用が尊重され、かつ高次元の様式化⁽³⁸⁾を遂げたこと——例えば茶道に見られる如く——は周知の通りである。

右のように〈作法〉の問題性を一旦広く眺め渡しておいて、ここでもまた、より和歌史に即して〈作法史〉という一つの展望を立ててみたい。作法史における中世は、院政期以来の歌学の富を継承しつつ、零細ながらも独立した一連の次第の書をテキストとして書き記することによって〈作法〉の意義を確認したと評することのできる定家らに始まり、遠く、『和歌会式』⁽³⁹⁾などの書も伝存している本居宣長のあたりにまで及ぶと見られる。この間夥しい量の次第の書が製作・享受されているのである。

以上のような展望を設定した上で、改めて〈書式史〉〈作法史〉における『書様』『次第』そしてそれらに滲み出ている定家の思惟像の位置、を問い合わせ直すことが可能となる。

すぐさま提起されるのは書誌をめぐる問題であろう。テキストの様態を大むね把えたことによって、前節で検討した「波及する問題」と同様に、『書様』『次第』の記載の影響を直接受けているものとそうでないものを振り分けながら定家の書の位置を見定めることができるものと程度可能である。

そうした書誌の問題もさることながら、特に問うべきは、右に述べた定家の書と定家の認識 자체の位置である。結論を急げば、それらは〈書式史〉〈作法史〉における中世前期の位置に立つものとして把えられるであろう。中世後期の姿とは自ずと異つていよう。次に、そうした〈中世前期〉の様相はどのような微しを帶びているのかにつき少し敷衍してみたい。

〈書式史〉についてみると、例えば、先にも触れた『次第』乙巻末の、為家の言説を伝えると目される「戸部禪門口伝云」に、

又云、一首哥ハみな三行三字、家説也

の文辞を見出しうる。定家における〈家説〉概念の用法は既述の通り極めて限定的であった。それに対して、右に云う、一首の和歌を懷紙に三行三字の配置で認めるのが「家説」だとする説は、厳密に言えば概念内容の拡張であり、定家の用語法からの逸脱である。為家において既に一定の認識上の変容が窺われるのである。無論定家とて書式をめぐる故実・習わし・規範に深く相渉っていたのであるが、為家の右の言説の中に、当の規範が次第に制度化されて行く過程を読み取りうると思う。

〈作法史〉の場合についても同様に見通しを描くことができる。例えば、和歌詠作が一つの嗜みとなり学ぶべきもの（或いはまねぶべきもの）となつて、和歌作法自体武家の故実の中へも吸収されて行く段階——中世後期——の姿と、定家の段階のそれとは各々別様の歴史性を担つてゐる。また定家の指向は、例えば茶道に見られるような、ものとしての道具や茶室・茶庭の空間に媒介されながら作法が著しく観念化されて行く

方向とも異っている。中世前期の定家にあっては、のちに顕著となる作法の儀礼化や作法の審美化とは異なる趣きが存したと考えねばなるまい。では、定家のもとにあつたものとは何であろうか。

定家の段階には、外の状況でみると、定家じしん属していた場に或る特有の氣分が存したようだ。例えば定家は『次第』Eで、後鳥羽院歌壇における「女房哥」の披講の作法に触れて次のように記している。

被出女房哥、時人之哥讀畢自簾中出之或置簾、或以同講師令讀之、或他人進讀之、時儀不定、院常御会只自事不始之前、地下哥女房哥取具、近習之輩持參置之、依無此作法也

院の常の御会では、女房の歌は地下の歌と区別されず事前に一緒に取り揃えられたという。引用の最初にある通り、女房歌を提出する際、時儀により一定はしないものの或る作法が存するのであるが、後鳥羽院仙洞の常の会では此の作法が無く、従つて当の習わしも踏襲されなかつたといふのである。右の記載の中に、「近習之輩」によつて主導される院歌壇の常の折には、作法において、旧来の型に必ずしも規定されない或種の自由な、しかも院歌壇の共同性に特有の風儀(42)が——勿論それはいかなる「自由さ」であったのか。また当の風儀に定家じしんどの程度和解していくかなどの詮索は必要であるが——一つの側面として存していたことを読み取りうる。

翻つて定家の内の状況についてみよう。例えば「下官集」の記載にしばしば現れていたように、書式の型について、俊成説を受けながらも忽じて当の型は一面で私的あるいは個的な方式に過ぎないとする意識が定

家の中には濃厚である。作法の場合も同様に、それを単に形骸化された言語運用の次元でのみ沙汰するのではなく、むしろ言語表現の個的な営為と密接に結びつけて把える意識が明確であったと推察される。先に、そくした意識を「私性」と呼び、講ぜられる声と聲音にひとり傾聴する定家の中にはその現れを読みとつた。更に次の記載を追加してもよい。

又雖讀謬再不可讀直

定家は講師に、読誤るとも再度読み直してはならぬ、従つて先ず能く能く下読みし歌の心を領解してのち声を出すべし、と求めている。この種の心掛けもまた旧くよりの仕來り或いは故実の如きものであつたのか、も知れないが、当の習いを記述し、殊更注意を喚起している姿勢の中に、表現行為の一回性と、披講されることによりその都度もたらされる聽覚上の深甚な表現効果とを、詩の命とも自らの根拠とも見做す意識を窺いうるのでなかろうか。

惣じて定家は、共同性を基盤として催行される歌会・歌合の時間の進行の細部に密着しながら『次第』の諸テキストを記述しているのであるが、それら記述されたものの奥に、共同の場に連なる意思と共に、定家じしんの私の個的な心が伏在しているのだと考えたい。(43) この個的な心とそれを凝視める心こそは定家の「内の状況」の核心にあるものだと思われる。

さて述べたような外と内との状況が共々統括されていた地点に「書式史」「作法史」における定家の位置は存在した。そしてこれらを繋ぎ留めていた紐帶が緩んだとき、定家のもとにあつて充溢していたものは徐ろに変容し、やがて「書式史」「作法史」における「中世」もまたそ

の前期から次の時期へと変転して行くのだと考えたい。

〈註〉

- (1) 久保田淳「別本『和歌秘抄』(和歌書様)について」『中世文学』17一九七一・五。『新古今歌人の研究』(一九七三 東京大学出版会)所収。
- (2) 井上宗雄『中世歌壇史の研究 南北朝期』一九六五 明治書院(一九八七改訂新版)。同、室町前期 一九六一 風間書房(一九八四 改訂版) 同、室町後期 一九七二 明治書院。
- (3) 武井和人「飛鳥井家歌学書類札記」—室町歌学史私稿——『リポート 笠間』24 一九八三・一〇。同「一首懷紙書式雜纂」埼玉大学紀要(人文科学篇)33 一九八四・一一。同「一首懷紙書式雜纂・補訂」『研究と資料』15 一九八六・七。
- (4) 川平「冷泉為和改編本『和歌会次第』について——〈家説〉のゆくえ——」『跡見学園女子大学国文学科報』12 一九八四・三。
- (5) 註2。伝本整理については特に南北朝期参照。
- (6) 註2、南北朝期71~72頁。
- (7) 大野晋「藤原定家の仮名遣について」『国語学』72 一九六八・三。下官集の一本(「為相本」として紹介)。
- (8) 「題簽に『和哥作法』とある。原本は墨付二十丁の粘綴装。奥書に「本云 以家本具書写校合了 最可秘見者也右近少将藤原朝臣為相自判」とあり、末尾に「正平十二年六月十九日書写」とある。奥書当時の原本と見られる。」
- (9) 別掲伝本IV²⁷に合写されている。井上註2南北朝期改訂新版924~925頁に紹介。為相の事蹟としての位置づけについても右を参照。
- (10) 前右大臣歌、便ニ藏人置加之、此公詠上相國と書、有姓、人々曰、唐名不可然など申、誠非普通歟、但又有何事哉
- (11) 『順徳院御記』承久元年正月二十七日条(『八雲御抄』二・作法部)
- (12) 抑置ニ白紙ニハ題目、位階、官職名皆書テ、歌許ヲ不レ書、置テ逐電也。一九七六 塙書房)に拠る。
- (13) 基俊は「珍人」に許されるが「末座」の者がこれを行なつてはならないと教えた。俊成は基俊説を受容しながらも、歌人としての自己の採るべき態度とは一線を画して、此の作法を厳しく斥けた。以上の事情を承知しつつ定家は「亡父命」を『次第』に引用し、一方愚僻抄にも追記した、というようだ。ただし此の段の元になつた「或記」とは何か、また此の段末尾の「此外大事等多有ニ別紙注之」をも定家の言辞として良いか否か等の疑問が残る。
- (14) 『袋草紙』を抄出した書(『十訓抄』とも関わる)として注意されるものに珍書同好会本『和歌会作法』(家隆編とも伝える。註11掲出書、下・解題)第五章 影響と研究史で内閣文庫本に拠り論及されている。他の写本については井上註2南北朝期参照)がある。(d)はそれとも別個のもの。
- (15) その際、巻末に見える、
- 書唐名、内々事、頗宿德事歟、公繼公、前右大臣「之」時、上柱国ト書(正二位唐名云々)時人不ニ甘心、公宴ニハ不レ可レ然、但、彼公ナドハ有ニ何事乎、内々私所ナドニハ不レ可レ有ニ其憚

（11）置白紙作法

題目并位署許ヲ書テ諸人歌置レ之後置レ之逐電。不レ居講席之座ニ云々。雖ニ達者ニ臨時古今有ニ如レ此事。……凡得レ名人ハ中々ノ事云出ヨリハ遁避一ノ事也。

小沢正夫・後藤重郎・島津忠夫・樋口芳麻呂『袋草紙注釈』上下(一九七四・一九七六 塙書房)に拠る。

(12) 抑置ニ白紙ニハ題目、位階、官職名皆書テ、歌許ヲ不レ書、置テ逐電也。……不堪人ハ不レ可レ然。近日愁連一卅一字、還懷レ恥、尤見苦事也。近代不レ書位署題、只退下多。有レ恐事也。不レ詠者須レ用ニ白紙作法。中山内府、家中中興遊宴ナドニ次ニハ、毎レ度ニ上句ヲ、古歌ヲ書テトいひし人も見出らるゝと毎レ度ニ書。尤々優にやさしき事也。誠ニ可レ足。中ノ見苦新歌、左道事歟。……花見御幸、通季卿題ニ恋歌ヲ出ス。又八十島ニ、実教モ令レ書。家隆モ出。是非恥。優事也。

(13) 僞りに当該テキストを論述した通りに扱うことが許されるなら、(e)の一段は次のように読解されると思う。すなわち基俊は、白紙を置く行為を故と認めた上で、その作法の内容を、「詠字」を書かず「名字題」のみ書いて歌の部分は空けておくものだと理解していた。此の作法は「極秘事」であり、

基俊は「珍人」に許されるが「末座」の者がこれを行なつてはならないと教えた。俊成は基俊説を受容しながらも、歌人としての自己の採るべき態度とは一線を画して、此の作法を厳しく斥けた。以上の事情を承知しつつ定家は「亡父命」を『次第』に引用し、一方愚僻抄にも追記した、というようだ。

ただし此の段の元になつた「或記」とは何か、また此の段末尾の「此外大事等多有ニ別紙注之」をも定家の言辞として良いか否か等の疑問が残る。

は注意される（三康図書館本では『袋草紙』抄出の直後「一或記云」の直前に在り、高松宮本では「或記云」の後に位置し、かつ線に依り抹消されている）。治承二年は定家一七歳、愚僻抄の一連のテキストが定家の手を経ているとすれば、青年期定家の所為ということになり、興趣は増す。大野註7はそのように解する。ただし右の奥書を定家じしんの書写奥書であると即座に断じえない。定家以前に存した本奥書ともそれよう。俊成没後の成立と考えざるをえない「下官集」に合写されていてこと、更に奥書の表示に（右記の如く）不安定な点が見られることを考慮して、本抄の成立時期については存疑としておきたい。

(16) 久保田淳『訳注藤原定家全歌集』下「補遺」四五九九・四六〇〇・四六〇一。

(17) 久保田淳「藤原家隆作歌年次考」『藤原家隆集とその研究』（一九六八三
弥井書店）参照。

(18) 承久の乱後の催しの中で、何故この折のみ例示されたのか（あたかも承久以前の諸例と対比されている形である）、このみ複数の出詠者の例が掲げられたのは何故かは問われて良い。或いは『書様』乙の成立事情に關係しているのであろうか。

(19) 武井、註3「一首懐紙書式雜纂・補訂」参照。

(20) III類本の流傳に注意すべきか。述べたようにIIIは為家の手を経ていると推定されるが、一方IIに為家自筆本のあったことは¹³（翻刻参照）その他の奥書から知られる。諸伝本から得られる徵証に基づくと、為家は四類の内II・IIIの二類について自ら筆を執り書写あるいは加筆したことになる。

(21) 川平、註4。秋永一枝「やまとこう」と「やまととうり」（『国文学研究』⁸⁷ 一九八五・一〇）は国語学の立場から(b)の問題に言及している。(b)について付言すると、『次第』諸伝本に見える当該部分の声点は伝本により搖れがある。勘案すると両説の相違は「移点者」によつて多く

やまとこうた（「家説」）

やまととうた（「清輔」「清輔家」説）

の如く認識されていたと思われる。定家自ら声点を付していった可能性は高いが、『次第』A・Bの善本に見えないのはやや不審である。

(22) 本文は²²に拋る。*は同本脱落か。同系統の他本により補う。

(23) 隆房、維盛、雅賢、朗詠し、今様など歌ひ、おもしろかりければ、……

京大文集付平家公達草紙 岩波文庫 一九七八 岩波書店

承元三年十一月七日、殷富門女房、於ニ安井殿、百日御舍利講結日ニ、

有リニ管弦。……大納言入道隆房、召ニ上近久・近真、打物有御感。其後

慶忠僧都、讀經。次入道殿朗詠。『教訓抄』卷拾。植木行宣校『教訓抄』林屋辰

三郎『古代中世藝術論』日本思想大系23 一九七三 岩波書店

(24) 右に云う「硯管蓋等書」とは、「次置文墓、本式ハ硯管蓋也」（次第）²³「置文墓主入之前、多」（同D）に見えるところと重なるであろう。会の場の用具などの細部につき記した（定家の）テキストも別途に在り冷泉家に伝存していたことを云うのであろうか。

(25) 詩的韻律に對して方法的な自覺をもつていたと考えられる定家の内部で、〈声〉に集注し耳を澄ます態度と、作品の中に〈声〉を表現する行為とがどのように統括されていたのか更に考えてみたい。赤羽淑『藤原定家の歌風』（一九八五 桜楓社）参照。

(26) 久曾神昇『日本歌学大系』別巻三「解題」一九七二 風間書房。

(27) 冷泉為臣編『藤原定家全歌集』「拾遺愚草員外之外」一九四〇 文明社（一九七四 復刻版 国書刊行会）。飯島春敬『書道詳典』「藤原定家」項（一九七五 東京堂出版）。春名好重『古筆辞典』「藤原定家詩懷紙」項（一九八五 淡交社）。久保田、註¹⁶。

(28) この氣分は広く定家の個的世界に漂うものとも解されるがここでは殊に時期を重視したい。

(29) 春下・七七の密勘・追註。『日本歌学大系』別巻五、一九八一 風間書房。

(30) 京都大学文学部文科閱覽室蔵『定家卿書式』（国文学・w g · 4 橋本進吉蔵本写）に拋る。

(31) 大野、註7。

(32) 「下官集」は仮名遣書ではなく作法書と見做すべきだと主張するのでは
もどりない。下官集の書誌については別途に考えたい。

(33) 例えは今川了俊『言塵集』第七の「会の作法とて明月記に委く被作たる

を御口伝を得也」（日本古典全集本）。また荒木尚『今川了俊の研究』（一九七七年笠間書院）紹介の「了俊懐紙式」（穗久瀬文庫蔵『了俊口伝』）にも次のように見える（引用は荒木に拠る）。

飛鳥井家には二行五字に書と承及し也。了俊は定家の流を申へし。たゞし、定家の流も今は三方にわかれたり。懐紙も哥の姿も以外に替りたる也。風雅集の御百首の時、為定公陰卿為秀三人ながら百首の認やう替る也。ふしん此事と沙汰ありき。御百首など常の人不可詠候間故実も無益なれとも、事の次にかたはし申也。但為秀卿はさして家の作法明月記といふものに手をとりて教たるまゝに用られしかば、定家卿の誤はしり侍らす、違め侍らしと存る也。

右の一条は荒木の言及している岡山大学附属図書館蔵池田家文庫本『倭語会式』所収「和歌会作法」（別掲III¹⁹と合写されている）にも見える。岡山大本は「了俊懐紙式」同様「明徳三年八月廿五日 今川伊与守三代作者了俊」の奥書（その後に正徳三年の書写奥書あり）を持つが分量は少い。「了俊懐紙式」との比較を成し得てないゆえ確言できないが、或いは同書の抄出本か。（なお「了俊歌学書」の抄出ではない）。いま先引傍線部分に対応する岡山大本の本文を左記する。

但為秀卿正敷家の日記会の作法に明月記と云物に手をとりてをしへられたるまゝに用られしかば、定家卿のあやまりハしり侍らす、ちかひめ侍る本ノマゝ存候也

(34) 西欧中世の文芸や思想を考えるとき修辞・修辞学が至極重要な侧面である」とについてはE・R・クルツィウスの古典的著作『ヨーロッパ文学とラテン中世』（南大路振一・岸本通夫・中村善也訳 一九七一 みすず書房）がある。例えばJ・J・マーフィーは西欧中世のレトリックの諸領域を三分類し、説教の技術としての *ars praedicandi* 作詩法 (*ars poetriae*) を含む諸種の *ars grammatica* と共に、書簡・文書作製の技術としての *ars dictaminis* を挙げている。ジェイムズ・J・マーフィー『中世レトリック書三種』（一九七四年カリフォルニア大学出版）序論。他に同『中世におけるレトリック』（一九七四年上）参照。採り上げた書式の書は、後掲の「書くことの技術に関する書」どもと同様 *ars dictaminis* に近接するかも知れない。あとより右の分類を

範型と仰いで此地の対象に準用する必要はないが、その理論に学びつつ独自の構想を試みる必要はある。

(35) 「十五・六世紀になりますと、備中國の百姓の書いた申状と、若狭国の百姓の書いた申状が大体同じような様式、同じような文体で書かれるようになります。『書札礼』や『雜筆要集』のような文書の作成用例が以前からあります。百姓の世界の中今までこういう書物がある程度ひろがつたと考えないと、この現象は理解できません。」（網野善彦の発言）林屋辰三郎他『中世の都市と民衆』一九七六年新人物往来社。

(36) 松浦詮編『懐紙書式』（一九〇二青山堂書房）の序に次の如く見える。

懷紙に歌かくことあるくより其式さたまりたれと、維新の大御世何とも改まる時にあひて、端作の書様などむかしのまゝにてへいかゝなることもあれば、過し年新に御会詠進の書式ハ改定められけり、されと前後のあき、沓冠などまでへくはしくも示され、人／＼のこゝろ／＼に書けるまゝ稀には位置のよからぬも見ゆるかあかぬこゝらのせらるれは、おほけなきわざながら我家に伝へし入木の伝書、又諸家の説あるハ古人の真蹟につきて考へ試に親王家以下の会にかくへき端作をものし、其書法は諸説を参考して書あつめ、ついてに詠草短尺色紙などの書式をものせて世のうた人達に見せむとすといふ

明治三十四年十二月 御歌所参候 松浦詮

書式の説の再編成が試みられているとしてよいであろう。

(37) 歌会始に關する次の新聞記事が目に止まつた。「今年の応募総数は……二万九千三百六十八首……二千八百六十七首が失格、選考の対象となつたのは二万六千五百一首だった」『毎日新聞』一九八六・一二・二四朝刊。多数の「失格」の理由は何がしか書式の規範と関わるのであろうか。

(38) その極北に「死の作法」としての切腹がある。左を参照。

軍記物語の作家たちは……もう少しあとになると、手引書が書かれ、模範的な切腹の事例が解説され、まるで修辞学の本か何かのよう切腹のいろいろな形象（フィギュール）のカタログが作られる。

(モーリス・パンゲ（竹内信夫訳『自死の日本史』一九八六 筑摩書房）。

(39) 書式の記載も組入れられていく。鈴屋の式とされ、本居宣長記念館に二

本伝存（国文学研究資料館蔵マイクロフィルムに拠る）。活字本（一九三三 奥付、著者「未詳」発行人「小野新吉」内題「和歌会式木居翁説」）もある。資料の信憑性に疑問は残るが、宣長における中世、を考えるよすがとなるか。

(40) 小沢富夫校『家訓』講談社学術文庫（一九八五 講談社）より抄出する。

たゞ心を花月にしめて、世間の常なき色をくはんじて、こゝろを細くもち物の哀をしりて、こゝろさしをうるはしくせしかば、能も才も人にすぐれて、やさしきかたより此の道の名をとり侍りき。……たしなむべし。

（『竹馬抄』斯波義將正平五¹³⁵⁰—応永¹⁴¹⁰）

一、歌道の事無器用共形の如くもるべき也。予御前にて当座の御会ありし御座敷を立籠られて、座を立たずして題をさぐり人に問はずして自力によめと仰出されし、予除夜と云題を取りたりし。題の心いかにも知らずして赤面しけるを、能阿氣色を見、紙のぎれに題の心、歌のよみ様など書いてそと懐へ入りしを見て、心得て当座の恥をかくしたりし。是を思ふにいかにも覺悟す可き事也。此道は道よりも芸を專にせよと先人申たりし。唯作を心にかくべきと也。常々人と寄合^はん時も徒事を謂んよりも、いひ捨などをもして口付く可き也。但、右に云がごとく、弓馬の二を閲て是のみにかゝらん事は然る可からず。自余之に准ず。歌道は両道の外の第一に心得可き也。

（『伊勢貞親教訓』伊勢貞親応永二四¹⁴¹⁷—文明五¹⁵⁶⁹）

一、歌道なき人は、無手に賤き事なり。学ぶべし。常の出言に慎み有べし。一言にても人の胸中知らるゝ者也。

（『早雲寺殿廿一箇条』北條早雲永享四¹⁴³³—永正二六¹⁵¹⁹）

一、第六ニ連歌。歌道ハ諸道ヲ知リ、諸道ハ一道ヲ知ル、ト云ヘリ。其ノ故ハ天地ヒラケハジマリシヨリ、後生善所ノ事、神祇仏説マデ、有リトアラユル事歌道ニ有リ。イタラヌマデモナゲクベシ。年ヨリテ、独居テ心ヲナグサメ、行カデ名所ヲ知リ、目ニ見ヌ鬼神ヲヤハラグルモ歌道也。有リガタキ事也。

（『多胡辰敬家訓』多胡辰敬延徳二¹⁴⁹⁰—永禄五¹⁵⁶²）

一、歌道嗜むべき事。歌に云く、数ならぬ心の咎になしはてじしらせでこそは身をも恨みめ

（『武田信繁家訓』武田信繁大永五¹⁵²⁵—永禄四¹⁵⁶¹）

「詩を作、歌を読候事停止たり」（『加藤清正捷書』）に代表される以後の展開

は別途の問題を含む。

(41) 井上宗雄、註2、室町後期。二木謙一『中世武家儀礼の研究』（一九八五 吉川弘文館）参照。

(42) 笠松宏至『法と言葉の中世史』「中世の「傍輩」」（平凡社選書86 一九八四 平凡社）参照。

(43) 大岡信『うたげと孤心——大和歌篇』（一九七八 集英社）の鮮明な展望参考照。なお菊地仁「〈歌合〉〈歌会〉の場」（『国文学』一九八七・六）参照。

〈付記〉

小論は和歌文学会東京例会（一九八七・一・一七早稲田大学）における口頭発表をもとに稿を成したものである。

発表の折、井上宗雄・久保田淳両氏より教示を受けた。井上氏は『釈奠次第』を例示して、定家の種々の故実に対する深い関心を理解するために、どのような展望がありうるかを質された。論者としては、調査した資料に基づき本稿で述べたところ以上の見通しを持ち合わせていない。伝本の多い『次将装束抄』はじめ零細な資料に至るまでの定家著録による故実書類（定家編ならずとも定家が書きし同時に書入れを施した例も含まれよう）を個々に検討すべきこと、それらを集積して故実に寄せる定家の飽くなき意思の形を捉えてみるべきこと、各故実書への関与がその時々の定家の歌人的営為と如何に連環していたかを検討すべきこと、故実書類の中に〈思惟像〉を読み込みうるのだとすれば、当然ながら、〈定家論〉のためには文学的著作はもとより、非文学的・非和歌的著作を含む、定家によって書かれたものを全て参与せしめなければならないであろうこと、などの諸点を思うが更に考えたい。

久保田氏は、中世以来の冷泉家が断片的なものに至るまで定家著作を保存してきたことの意味、論者の言う承元期頃の定家に、故実書編録に赴かせる状況があつたかも知れぬことを指摘、更に、定家が和歌の書式や作法に関心を深める媒介となつたものがあつたはずであり、その契機として兼実・良経らのもとの故実の詮義が在したのではないかとし、関連して再吟味してみるべき資料として良経・兼実間の勘返状（東京国立博物館蔵書状、ならびに『集古浪華帖』採録書状）を示された。より精細な調査・分析を求める御指摘であり、更に検討し

たいと思う。

また後刻、松野陽一氏より俊成の故実をめぐる説との関連につき、山本一氏より承元期の慈円の動向との関連につき、それぞれ御指摘を得た。与えられた

示唆を本稿中に生かし得たとは言い難い。更に考えたいと思う。諸氏の多くの御教示に対しても深謝申し上げる。

付録 I 『和歌書様』『和歌会次第』伝本一覧ならびに伝本流傳経路図

〈伝本一覧〉

I 類

① 天理図書館蔵（911・2・イ・25）

② 京都大学附属図書館蔵（平松・第7門・ワ・2）

③ 静嘉堂文庫蔵（104・15・1840）

④ 内閣文庫蔵（202・47）

⑤ 内閣文庫蔵（202・48）

⑥ 京都大学文学部史学閲覧室蔵（国史・さ9・59）

⑦ 宮内庁書陵部蔵（210・701）

⑧ 宮内庁書陵部蔵（伏・174）

⑨ 文化庁蔵高松宮旧蔵（ほ・三・220・3）

⑩ 宮内庁書陵部蔵（伏・98）

⑪ 日本歌学大系本

⑫ 宮内庁書陵部（伏・742）

II 類

⑯ 天理図書館蔵（911・2・イ・29）

⑰ 静嘉堂文庫蔵（83・5・15519）

⑲ 東京大学史料編纂所蔵（4131・60）

一軸。外題「和歌書様等」、庭田重經写、長享二年（1488）～延徳二年（1490）の間の写。

一軸。江戸初期写。

一冊。外題「和歌書様」、江戸初期写、屋代弘賢写（目録に依る）、松井本。

一冊。外題「和歌書様」、江戸写。

一冊。外題「和歌書様」、壺井義知（享保二十年（1735）没）写力。

一冊。外題「和歌書様」、江戸中期写。

一冊。外題「定家卿」、□に合写、明治一七年写。

「後宇多院勅撰口傳」等と合写、後に¹⁸を合写、扉題「定家卿懷紙書様秘書并会之次第等」、江戸写。

一冊。外題「和歌会次第」、写真による。

一冊。室町末期写。

底本は久曾神昇氏蔵本、『日本歌学大系』第三卷（新版）所収。

一冊。江戸中期写。

一軸。外題「和歌会次第」、寛政九年（1797）梨木（鵬）祐為写。

一冊。外題「定家卿和歌書様并会次第」「神代六首和歌鈔」を合写、江戸末期写。

一冊。外題「定家卿和歌書様并会次第」、江戸末期写。

- 16 宮内序書陵部蔵 (353・128)
 17 井上宗雄氏蔵

III類

- 18 宮内序書陵部蔵 (伏・174)

- 19 岡山大学附属図書館池田家文庫本 (P・911・222)

目録題「和歌書留」、[8]に合写、同本の項参照。

- 20 東京大学文学部国文学研究室蔵 (中世11・2・17)
 21 彰考館蔵 (巳18・07512)

一帖。江戸初期写、久保田、註1に翻刻。国文学研究資料館蔵マイクロフィルムを参照。

- 22 熊本大学附属図書館北岡文庫本 (午刊六一二印)

一冊。外題「歌会式」、「冷泉家秘傳」に合写、江戸初期写。

- 23 大阪府立中之島図書館蔵 (石224.2・9)

一冊。外題「書和歌法例」、江戸中期写、石崎文庫本。

IV類

- 24 大東急記念文庫蔵 (41・3・1・2989)

一帖。外題「和歌会次第」、室町末期写（奥書に云う永禄十年（1567）の写カ）。

- 25 宮内序書陵部蔵 (210・701)

一冊。前に[7]を合写、同本の項参照。

- 26 京都大学附属図書館蔵 (4・22・テ・3)

一冊。外題「定家和歌会次第」、江戸中期写。

- 27 三康図書館蔵 (5・1673)

一冊。外題「和歌会次第」、「(和歌愚僻抄)」を合写、江戸中期写。

- ・未見 柏崎市立図書館蔵「和歌書様」（井上、註2、室町後期参照）

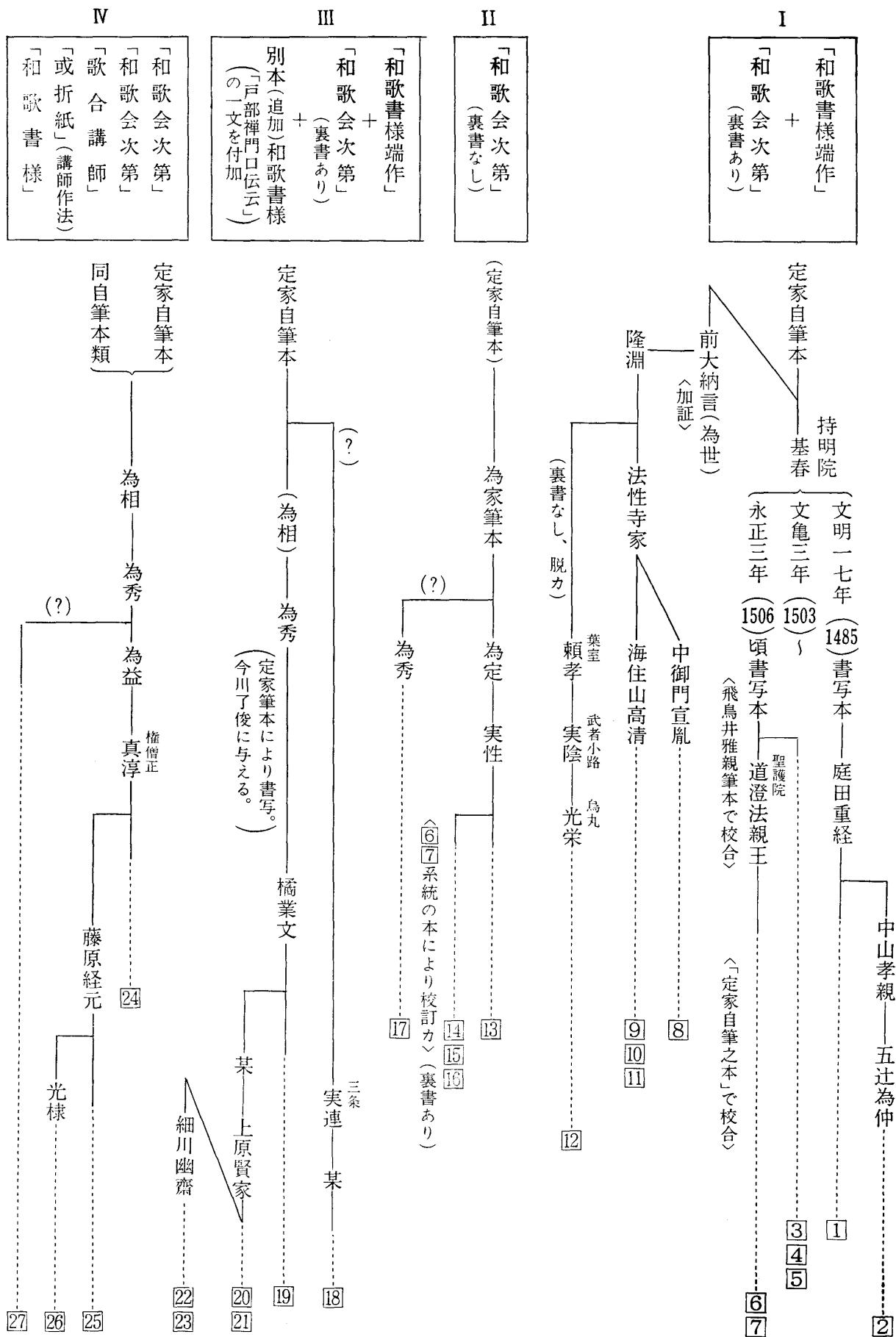
- ・『玉英堂稀覩本書目』170（一九八六・九）掲出本は（書肆の解説と写真によると）IVの一本カ。

<伝本流伝経路図>

本文と奥書類により推定しうるところを図示する。一々の奥書の字句を詮索することは控える。それらはほぼ井上宗雄の歌壇史の叙述に位置づけられているからである。

一冊。外題「京極黄門定家卿和哥書様并会次第」、天明四年（1784）写。
 一冊。「(和歌条々)」を合写、外題「和歌会次第」。江戸中期写。

川平：定家著『和歌書様』『和歌会次第』について



付録II 本文翻刻・校異

I～IVの各類の代表的な伝本ならびに『和歌愚僻抄』の本文を翻刻する。論及した『書様』『次第』の各種、すなわち定家自ら物したと考えられるテキストを集成しておく。

翻刻に際しては、各底本の字体（特にいわゆる旧漢字・異体字）、書写型式（特に改行・字高・空白）をなるべく元のまま保存するよう努めたい。丁の移りを註する他、必要に応じて私註を括弧内に記す。翻刻の後に、校異を付す。校異を示すに当つては、異文を生じている箇所を採り上げるが、表記上注意されるものを加える。ただし返り点・送り仮名・ミセケチ・校異・朱記・合点・闕字等の異同は無視した。

I類（底本① 天理大学附属天理図書館蔵『和歌書様』九一一・二一 イ・二五）

底本は卷子本一軸。縦二八・二cmの用紙七紙を継ぐ。題簽に「和歌書様等 藤原定家著 庭田重經筆」とある。右の所伝ならびに巻末の註記を信ずれば、書写奥書に見える重経の官位表記から、重経が從四位下に叙せられた長享二年（一四八八）四月一七日以降、右中将に任せられた延徳二年（一四九〇）四月一七日以前の間の書写となる。室町後期を下らない写本と思われる。『弘文荘待賈古書目』七所掲本は此の本か。一部虫損があつて判断しかねる箇所は近しい関係にある②で補つた（〔 〕中に記す）。校合本として上記②の他③⑥⑨を選んだ。

（天理大学附属天理図書館本翻刻第三八一号）

表書云 和歌書様并講師事

和歌書様 端作

² 中殿

秋夜侍 宴同詠池月久明

應 製和歌

參議正三位行民部卿兼伊豫權守藤原朝臣定家上

三行三字

秋日侍 太上皇仙洞同詠百首應

製和歌

從四位上行左近衛權少將兼安藝權介臣藤原朝臣定家上

春二十首

内と常御會之時不書太上皇仙洞之字

春日同詠 こゝ應 製和歌

後宮 建久五年八月 位置署同前

秋夜同詠月契秋久應 令和歌

左近衛權少將藤原定家

文治三年二月内大臣家自余如此

春日同詠庭梅久芳應 教和歌

主人異姓人書姓⁶ 侍從定家

春日陪賀茂社賓前同詠三首和歌

侍從從五位下藤原朝臣定家

霞

黄門並将參法輪寺遍昭廣隆寺木給⁷

秋日遊法輪寺同詠秋山日暮和歌⁹

左近權中將定家¹⁰

私山寺會必每人書姓¹¹

和哥會次第

兼日預題之人裝束隨催參其所

和哥清書懷中殊加用意不可落

主人出客亭公卿已下着座

依主人命諸大夫置文墓主人前數講師立切

燈臺

奉行人催之

哥人自下臙任位次參進置哥¹⁴

以左右手取哥¹⁵

右手取本頸橫持
左手聊加末

若有長押所昇長押跪頗膝行更披哥聊¹⁶

見之卷之取直¹⁷

以文下向御前指置文墓上頗逆行立

退歸

膝行以後更披見哥之由雖有古傳參嚴重¹⁹

御前更披見之儀依可背時儀略而不用此說只取直置之

各置哥訖²⁰主人氣色讀師々頗寄座取和²¹

萬座第二人多勤之

哥召寄可然人²²下讀師今一首乍卷令重和哥其人次第重之

且奉讀師々取之披之置文臺²³

以下向主入有二題

之時先披一題之哥²⁴

今一首乍卷羅置之

觸讀師之後召講師近代豫内々告之

恒例用五位内裏院中多有四位勤仕之例²⁶

講師參進²⁷

雖有殿上所於講師者必持笏衣冠之時多略之不持雖東常又不持非臣難但可依人如弁官儒者

尤可持予為中少將之時大略每度勤仕不把笏

束帶之時昇長押頗膝行着指貫之時雖

略猶遠座漸可坐寄歟不正坐圓座

上懸片膝雖不正坐不可遠坐爲慥見

文字也見文字之時頻不可伏仰

號額突講師見苦云々頸³⁰

不頻動讀和哥之時先一首を見³¹

訖天得歌心之後可出音也一句ツヽ切音ニ³²

〔キリ〕コエ「讀上之讀」

師以下同音詠吟和歌之間無懈緩之氣色「而候把³³

正笏³⁴古儀每人三反詠之近代下臙哥不過一「反」

讀師被置次哥之後又先見其哥訖「之」後如前

讀上之每哥題如前ト讀之由雖有說略而不讀⁴¹

題讀様

あきの夜おなしくいけの月ひさしく「あきら」

かなりといへることをよめるやまとうた⁴²

詠字 よむ様説々多

亡父之説雖有説ことよめると讀可用之

清輔朝臣 なかむると讀不用他説

又説 其例互存習一説之人以他處失礼⁴³

やまとうた 家説⁴⁴

やまとうた 清輔朝臣説云々⁴⁵

讀人名事 御前儀⁴⁷

六位官姓名

左衛門尉藤原秀能⁴⁸

五位官名

左兵衛佐具親⁴⁹

四位名朝臣 講師自哥只名字許讀之
哥(右傍記)

有家朝臣

通具朝臣

三位以上官姓朝臣 有兼官之人讀兼官⁵⁰

無兼官人⁵¹

左近中將源朝臣

右衛門督藤原朝臣

參議藤原朝臣

從三位藤原朝臣

右大將藤原朝臣

うちのおくいまうちきみ

ひたんのおくいまうちきみ
兩大臣被候座之時
まうちきみヲハ微音

權僧正 準之而讀之了⁵⁴

置白紙之作法有注置人云々亡父命云詠哥接人數之輩不論善惡何不書出哉遂不詠出而及闕如ハ急逐電可正出仕何及置白紙之故實哉

不足言事也

歌合講師 一番 ひたりと讀又右と讀

一番ノ左と讀人有之所不習知也

晴哥合左右有講師云々未勤仕之

建仁元年雖有左右講師各不及別作法歟

一首哥不論 公私三行三字書之宜歟⁶⁶

二首哥常說⁶⁷

詠隔夜郭公和歌

官名

時非此限同祖候讀師取臣下哥被置御製之時

讀之

題 といへることをよませたまへるやまと
うた

大臣家

五位名朝臣 四位 右近少將ノ朝臣 左中弁朝臣
前但馬守朝臣 前修理權大夫朝臣⁵⁸

公卿 正三位 前宮内卿 前中納言
宰相中將 前宮内卿 侍從宰相

有序者之時召辨漢字者爲講師先讀序說
人々詠句々詠之後詠和哥也⁵⁹

人々詠句々詠之後詠和哥也⁶⁰

歌合講師 一番 ひたりと讀又右と讀

一首ノ左と讀人有之所不習知也

晴哥合左右有講師云々未勤仕之

建仁元年雖有左右講師各不及別作法歟

一首哥不論 公私三行三字書之宜歟⁶⁶

二首哥常說⁶⁷

歌讀上訖卽起座退 殊悉立故實也

公宴又同之臣下哥讀了早速起座

御製講師依他人勸也

内々御會依別仰猶可讀御製之由有御氣色「之」

之了熟顧塗亂鴉於紙窓者乎王逸少有

蘭亭帖得傳者少也東坡木梅花後人臨之者

皆贗本也。嗚呼可慕而已。

文明十七春二月日 從四位下左近衛權少將藤原基春

以左少將本書寫之尤可秘之

契不遇戀

詠二首和哥⁶⁸
官名

卷之三

二首哥
詠三首和歌

官名

五
題
七

題

四五首以上多題續二枚書之

此一紙寫本裏ニアリ眞筆
ヲ透テ寫之畢

此一者以京極黃門定家卿眞筆書寫之

蓋愛野鷺與惡家鷄古今晉風流也豫爲

備後昆彝範親用其真翰而不違字形摸

校
里

庭田殿

1コノ註²
³
⁶
⁹ナシ 2中殿[—]
³ナシ 3院御所(肩註)
²
⁹、仙洞

7 寺—
[2][3][6][9] ナシ
8 紿—
行 [2][3][6][9]
9 付小序(細註)
[2][3][6][9]

10 近—近衛 [3] [6]
 11 書—不書 [3] [9]
 12 講師—講師円座 [2] [3] [6] [9]

招[2]
19 嚴重——嚴重之[3]
20 主人氣色——觸主人氣色示[3]
21 寄座——坐

寄²
〔³
〔⁶
〔⁹〕

22 可然人—可然之人²
〔³
〔⁶
〔⁹〕

23 シタ(傍訓)²
〔⁹〕

24 其

29	文臺	29	龔仁
30	之	30	所
31	ナシ	31	之
32	カツキ	32	所
33	(傍訓)	33	之
34	2	34	所
35	3	35	之
36	9	36	所

カクツツ
スカツキ
(右訓)
[6]

31 不一不可
[2]
[6]
[9]

32 頻一[3]ナシ

33 之一[3]ナシ

34	を	—	3	ナ	ン
35	天	—	テ	ハ	9
36	心	—	必	2	
37	キリコエ	(傍訓)			
38	ナ	ン			

38 緩 — 惡 39 之 — 36 ナシ 40 又 — 3 ナシ 41 ト — 36 ナシ

42 詠—③ナシ 43 三説—上説⑥ 44 之人—也⑨ 45 處—所③⑥ 46 (声)

志) やまとうた/やまとうた②、やまとうた/やまとうた③、やまと

うた/やまとうた⑥ 47 御前儀—御前之儀③、⑥ナシ 48 (傍訓) ③ナ

シ、サエモノノ⑨ 49 兵衛—衛門⑨ 50 之—③ナシ 51 人—之人⑨、

人ハ⑥ 52 近—近衛③⑥ 53 ヲハ—③ 54 了—⑥ナシ 55 内ニ—内

之③ 56 依—⑨ナシ 57 守—守の③ 58 権—③⑥ナシ 59 誓—説^{説歎} 60

也—③⑥ナシ 61 不論—⑨ナシ 62 書—可⑨ 63 遂—逐⑨ 64 ハ—歟

③⑥ 65 之—③⑥ナシ 66 此一紙裏書也透寫云々(細註)③、本ニ云此

一番裏書也透シ寫之(頭註)⑥、此一段ハ重書也本ハ卷物也(本行)⑨

67 哥—③⑥ナシ 68 官名—③ナシ、⑥以下「三首哥」ノ例マデナシ

69 三首哥—③ナシ 70 コノ一行③ナシ

II類 (底本⑬ 天理大学附属天理図書館蔵『和歌會次第』九一一・二

・イ・二九)

底本は巻子本一軸。縦二八・二cmの用紙六紙を継ぐ。題簽に「和歌會次第
蘿原定家著
梨木祐為模写」とある。¹⁵ 17と校合する。¹⁵ 東京大学史料編纂所蔵本は前に『書
様』を合写しているが、その冒頭頭書に「別本」とある通り、他系統本により
取り合わせたと推定される。更に別途の本による校合の痕も見られるが、本文
自体はII類『次第』Bと認定される。¹⁷ 井上宗雄氏蔵本は「康永三年三月六日
書之 藤為秀在判」の奥書をもつて注意される。ただし本文は所々欠脱する
上、特に後半部を大きく欠いている。抄出本あるいはII類ならざる本とも考え
うるが、本文の細部の特徴から右の考えは斥けられねばならない。

(附屬) 天理大学附属天理図書館本翻刻第三八一號)

兼日預題之人裝束隨催參其所用意不可落
和哥清書漢中殊加

主人出客亭公卿以下着座

依主人命諸大夫置文臺主人前敷講師圓座立切

燈臺

奉行人催之

歌人自下禱任位次參進置哥

以左右手取哥^{右手取本頬}^{ヨコサマ横}
^{左手聊加末}^{モコサマ横}持

若有長押所懸膝昇長^{押ヒサマツク}^{1衣冠布衣之時膝2}跪³頗膝行更披⁴

哥聊見之卷之取直^{向倒前指置文臺上}

頗逆行立退歸但膝行以後更披見哥之由

雖有古傳參嚴重御前更披見哥之儀可背

時儀略而不用此說只取直^{シラフ}置之

各置哥訖主人氣色讀師⁶⁸頗坐寄⁷⁸當坐第二人

取和哥召寄可然之人⁹¹⁰下讀師令重和哥其

人次第重之且奉讀師¹⁰取之披之置文

臺¹¹以下向¹¹有二題之時先披一題之哥

主¹²人¹³今一首乍¹⁴卷籠置之

觸讀師之後召^講讀師近代豫内¹⁵告之

恒例用五位 内裏院中多有四位勤仕之例

講師參進¹³¹⁴雖有殿上之所於講師者。持笏衣冠之時多略

不持雖東帝又不持非巨難。但可依人如弁官

儒者尤可持予為中少將之時大略每度勤仕
不把笏

束帶之時昇長押頗膝行着指貫之時¹⁷

略猶頗遠坐漸可坐寄歟不正坐圓座上¹⁹
膝片

雖不正坐不可遠坐爲慥見文字也見文字之

時頻不可休仰^(ママ、「伏」ノ誤写カ)²¹
²²此二字不分明^{アラフクヲ号}²⁴
頸不可頻動

讀和哥之時先一首見訖天得哥心之後^{此字不分}

可出音也一句ツヽ切音尔讀上之

讀師以下同音詠吟和哥之間無懈緩之氣
色而候^{正笏}把笏之人古儀每人三反詠之近代下

藤哥不過一反

讀師被置次第之後又先見其哥訖之²⁷

後如前讀上之²⁸
每哥題如前と讀之由確有一說略而²⁹

題讀様

あきの夜おなしくいけの月ひさしく

あきらかなりといへることをよめるやまとうた

詠字よむ様說^{こ多}

亡父之說雖有說^{こよめる}と讀可用之
清輔朝臣 なかむると讀不用他說

又說ゑいせる<sup>江師以之為宜云々三說也皆非失
錯其例互存者一說之人以他處失礼</sup>

やまとうた 家說 前金吾基慥說也³²

やまとうた 清輔朝臣說云々

讀人名事 御前儀

六位官姓名

左衛門尉藤原秀能

五位官名

左兵衛佐具親或名二字云々

四位名朝臣

有家朝臣 通具朝臣

講師自哥以名字許
讀之無朝臣

此字不分

三位以上官姓朝臣有兼官之人讀兼官
左近中將源朝臣 右衛門督藤原朝臣

參議藤原朝臣 從三位藤原朝臣

右大將藤原朝臣

うちのおゝいまうち書きみ

ひたんのおゝいまうち書きみ³⁶
字慥讀之時內左³⁷
兩大臣被候座之時內左

權僧正准之而讀之

題有二之時先次第讀一題了³⁹

讀師推披之後又讀題⁴⁰ 読作者如前

依別仰皆可讀之由被仰之時非此限雖三首
五首一度讀之

歌讀上訖卽急起座退殊急立故實也⁴¹

公宴大略如此臣下哥讀了早速起座

御製 講師依他人勸也

内⁴⁴御會依別仰猶可讀御製之由有
御氣色之時非此限同袒候讀師取哥⁴⁵

臣下哥被置御製之時讀之

此詞非高聲

題といへることをよませたまへるやまとゝた

大臣家⁴⁷

武衛大將軍藤（花押）

嘉曆三年三月十五日自黃門相傳之

司秘⁴⁸

五位名朝臣 四位

右近少將の朝臣 前但馬守朝臣 左中弁朝臣 前修理權大夫朝臣
宰相中將 前宮内卿 侍從宰相 権中納言

公卿

正三位 前宮内卿 侍從宰相
49召弁

有序者之時召寄漢字者爲講師先讀

『』

序訖人こ詠句こ訖之後詠和哥也

講師進參之後主人氣色公卿已下近

進坐有音之人同
音詠之置白紙之作法有注。置人云こ亡父命云詠

哥接人數之輩不論善惡何不詠出哉

遂不詠出而及闕如者急逐電可止出仕何

及置白紙之故實哉不足言事也

事訖之後各復本座主人入御之後退出△本ノマ、

哥合講師一番ひたりと讀又右と讀一番

の左と讀人有之所不習知也

晴哥合左右有講師云ミ未勤仕之

建仁元年雖有左右講師各不及別作法歟

各如不存

元亨四年十月六日以中院入道殿自筆

之本書寫校合了

校異

于時寛政九年五月四日 祐（花押）

這一卷或人持來之時 令書寫所也

權少僧都實性（花押）

1 頗—17ナシ 2 (傍註) 膝ノ後ニ「行略之」アリ15、コノ註17ナシ
 3 指—17ナシ 4 上—17ナシ 5 但—以下「置之」マデ15ノ四一字17
 ナシ 6 ヲミ—17ナシ、可然人勤之(傍記)17 7 坐—進15 8 (細
 註) 17ナシ 9 以下細註ノ「下講師」マデ17ナシ 10 ヲミ—令17 11
 以下細註ノ「置之」マデ17ナシ 12 告—差15 13 以下「所」マデ六字
17ナシ 14 者—17ナシ 15 略—略文17 16 豫—予15 17 雖略猶—17ナ
 シ 18 坐—進15 19 上—15ナシ 20 (細註)—17ナシ 21 也見—17ナ
 シ 22 休—俯15 23 (傍訓) ヌカ17 24 頸—頭15 25 以下三行17ナシ
 26 次第—次歌15 27 訖—躰17 28 と—15ナシ 29 一說—說15 30 之
 —也17 31 (声点) やまとゝた/やまとゝた15 32 基—某15 33 哥—
 筆17 34 以—只15 35 許—計15 36 之—15ナシ 37 内左字—内ノ大ノ
 臣字 38 コノ一行17ナシ 39 了—也17 40 又—17ナシ 41 急—忽念
 急—忽念 43 公宴—公宴又15 44 以下三行17ナシ 45 祖候—伺候15

46 哥——棄¹⁵ 47 ヨレ以降¹⁷ナシ 48 右——左¹⁵ 49 召^{召弁}寄——召^{召弁}。^{召弁}辨¹⁵

III類（底本¹⁸ 宮内庁書陵部藏『和歌書留』所收本 伏・一七四）

底本は縦二八・一cm横一九・七cmの袋綴一冊。表紙は鳥の子紙、布目摺淡刷毛目。同上部に合綴書の書名を直書きする。すなわち「後宇多院勅撰口傳」〔定家（朱）戸部禪門〕「懐紙秘書并會席之作法」「和歌書様」「通守記」「文臺事私記」を列記。六丁表扉に「定家卿懐紙書様秘書付會之次第等」と記したあと、最初にI類本の本文¹⁸を載せ（七丁表～一四丁表）、次いで当該本文を載せる（一五丁表～二一丁裏）。一部に「栄雅説」などの書入・勘註が見られる。²²熊本大学附属図書館蔵北岡文庫本（細川幽齋の署名あり）との校異を後掲する。底本冒頭の「和歌書様」の部分の本文は²²などの本が「前回之事」と見て省いた以前の形態とも考えられるから、強いて他系統本と比較せず、誤写と推定される箇所のみに私註を付しておく。

和諧書様

端作

中殿

秋ノ夜 待宴 同詠² 池月久明¹ ヨンテ又エインテモヨメルイケノツキヒサンクアキラカナルト云コヲ 栄雅説
應^レ製^{セイニ} 和歌^{ヤマトウタ} 同説

參議正三位行民部卿兼伊豫權守臣藤原朝臣定家上

三行三字

秋日侍ノ太上皇仙洞詠百首應 製和哥

從四位上行左近衛權少將兼安藝權介臣藤原朝臣定家上

春廿首

内ミ常御會之時不書侍太上皇仙洞字
春日同詠² 應 製和哥

位置同前（一五〇）

后宮建仁五年八月
和夜同詠月契秋久應 令和哥
左近權少將藤原定家

文治三年二月内大臣家自余如此
春日同詠庭梅久芳應 教和歌

（衛脱力）
正治百首高一尺四分端五寸二分
秋日侍太上皇仙洞同詠百首

主人異姓人書也

侍從定家

春日陪賀茂社寶前同詠三首和哥

侍從^ミ五位下藤原朝臣定家

秋日遊法輪寺同詠秋山日暮和哥付小序

私山寺會必每人書姓左近權中將定家

正治二千一廿八當座和哥
詠雪中識竹倭哥

從四位上行左近衛權少將兼安藝權介臣藤原朝臣定家上

左近衛權少將藤原定家

正治二千一廿八當座和哥
詠雪中識竹倭哥

建仁元四年影供當座
夏夜同詠竹風夜涼應

製和哥

正四位下行左近衛權少將臣藤原朝臣定家上

哥二行七字
詠竹風夜涼應（一六〇）

製和哥

釋阿上

建仁元七廿七和哥所當座
秋夜同詠暮山遠鴈

應 製和哥

正四位行左近衛權少將臣藤原朝臣定家上⁵

哥二行七字

詠暮山遠鴈和哥

釋阿上

哥二行七字

和哥所會 高一尺一寸端四寸五分¹⁰

初春同詠三首應

製和哥

位署同前 講師^(一六ウ)

同年三廿二三月¹¹

春日同詠六首應

製和哥

位署同前 講師

哥二行

同日當座御會
詠暮春和哥

左近權少將藤原定家¹⁴ 講師

哥三行三字

八月十五夜詠三首應
製和哥高一尺二分¹⁶

正四位下行左近衛權少將臣藤原朝臣定家上¹⁷

彼屏風哥 女房宮内卿檀紙一枚引返書之
左近衛權中將藤原朝臣定家²⁷

同年當座

九月十三夜侍

太上皇水無瀨院詠三首應 製和哥 位署同前^(一七オ)

けて秋の夜ハみなせかは
やは月もよとまん

ゆくみつもしからみか
月 鄉夏月云々

夏夜詠二首應 製和哥

位署同前

月 鄉夏月云々

春の花をうらみしあけのはを

しけみ月もうつろふよの

ほとそなき

詠秋月和諧五首^{和尚以下如此撰政殿初字}
置秋月和哥²¹

建仁三八十五夜²²
左近權中將藤原定家²⁴^(一七ウ)

和哥當座²⁵

冬日侍 太上皇仙洞賀入道

三品九十算應製和哥

正四位下行左近衛權中將兼美濃介臣藤原朝臣定家上²⁶

賀屏風十二首和哥

春日同詠三首和哥

前太政大臣⁵³_{こく}

戸部禪門口傳云

^{二行}_{七行}^{三行}_{三字}^{不審なり}_の

おとこの哥十首までハ二行三字にかくもつねの

^{二行}_{七行}^{三行}_{三字}^{不審なり}_の

竹間霞

池邊藤

寄松祝

右大將⁵⁴_{こく}(一〇才)

詠三首和哥 民部卿定家

春日同⁵⁵_{三首} 參議爲家詠⁵⁶_{三首} 正三位家隆春日同詠三首_{こく} 左中將貞有_{実歎}詠竹間霞_{こく} 法印行寬詠三首_{こく} 前備後守倍實詠竹間霞_{こく} 前但馬守家長詠⁵⁷_{三首} 右近少將賴氏春日同詠三首_{こく} 前壹岐守永光詠竹間霞_{こく} 教和哥春日同詠三首_{こく} 散位橘知仲上

同 能登橘長政(一〇才)

同⁵⁸ 为法中間可為詠三百敷當時各如比
同 春日同有之同アル事如何不審但本ノマ、沙彌如願上

春日同詠竹間霞應

從五位下行左衛門少尉中原朝臣行兼上⁵⁹春同詠三首 正六位上行左衛門少尉中原朝臣友景上⁶⁰

にはかくもくるしからず

女房の哥ハうすやうにてもたんしにても一かさねに
十首なくハおもてに六首うらに四首⁶¹かくも

あれともうらに五首かきたるもくるしからず

又云一首哥ハみな三行三字家説也行家

卿一品經の哥二行七字にかけり隆博朝臣三

行三字にかけりたゞ三行にかける人もあり

本云此一帖以三條宰相中將殿_{実連}
_{前内府公保公御息}御本令

書寫畢 長祿二年十月日

校異

1ココニ「又別本云 同前之事少々略之」トアリ 2コノ肩註ナシ

3コノ一行ナシ 4正四位一正四位下 5定家一、 6哥一ナシ

7遠一ナシ 8哥一ナシ 9和哥所會一ナシ 10コノ註一行ナシ 11

同年三廿二一同三月廿三 12哥一ナシ 13近一近衛 14定家一、

15哥一ナシ 16(肩註)建仁二 17行一ナシ 18一臣ナシ 19定家一、

20郷一人_こ 21字置一學_{如本直} 22八一八月 23近一近衛 24定家一25コノ肩註ナシ 26定家一_{こく} 27定家一、 28讀一續 29

二十六
30(肩註)建仁三月日
31(肩註)元久元八當座
32定家一、

次置文臺

33 「十一」ノ下ニ「高陽院」
34 一分—三分
35 (肩註) 建永元
36 之

本式ハ硯菖蓋也。あふけてこれをよく又普通文臺歟。³

一ナシ 37 普通—普通之 38 同前—位署同前 39 中將—中將臣 40 定
家—、 41 同前—位署同前 42 三首—三首和哥 43 コノ一行ナシ

皆向主人

44	コノ肩註ナシ	
45	哥——ナシ	46 侍從——ナシ
47	哥——ナシ	48 御庚申
		賣歌

立一改切燈臺撤高燈臺共打敷上置之

和哥會—ナシ	49 權守—權守臣	50 哥—ナシ	51 甘—卅	52 讀—講
--------	-----------	---------	--------	--------

次置和歌自下謫次第置之其儀右手ニ本ヲ取左手聊上ニ

7 言實	—	55 ここーナシ
8 コノ細往ナシ	—	56 三首ー三首、
9 行ーナシ	—	57 三首ー三首、
10 春同詠三首ー春日同	—	58 三首ー三首、

加テ上少左方ニスチカヘテ巻絶外シテ乳程
當テ持之然シテ文臺下ニ進寄テ突左右膝本ノ右手ヲ上ノ
6

詠三首和哥 61たんしにても—ナシ 62なくハ—ならは 63かくも—

向本於主人手ノ所へ寄テ乍諸手置之如常⁷置終不背座上可退

かけとて
64 一首哥——一首のうた

IV 類
(底本) 京都大学附属図書館蔵『定家和歌會次第』 四・二二

（三）三二一四一號）資閱圖大京「可許」載揭

底本は縦二七・五cm横一九・四cmの袋綴一冊。朽葉色の鳥の子の表紙。同左上の題簽は後補。本文墨付一五丁。朱合点あり。IV類で最も優れているのは四二である。次善の本ながら²⁶を底本とし、²⁷を参照した。

參進之後主人觸氣色於哥人木爲詠吟可進寄之由也
此講師之參進雖分前後大略同時也或講師進テ居圓座之

定家卿

和歌會次第（扉）

和歌會次第
夜儀 家說

先掌燈臺在座上主人之左
講師右程也

兼存知之テ如此可所爲歟改切燈臺之時其打敷ヲ強

不動爲用也座席爲廣博者座末之程又雖兩脚

蒙主人之氣色移座文臺三進テハ頃可居上也取和哥木卽硯蓋を
うつふしに反テ置之召下13讀師11ここ進寄天先取下12蘆
懷帝與讀師14ここ取之蓋ノ甲上繙テ令讀之此15帝有或
序或講頌スル程ニ下讀師重和哥始下蘆終上蘆重訖自中押

次人ニ參集着座於下屬者置和歌之二追ニ可着也

但公卿已下可然入許歟

下より抜取テ令讀之也若有二三首ハ先端許ヲ繙テ

奥ヲハ可卷隱也

哥一巡令讀了テ乍在文臺中ヨリ押折取_{文臺端上へ返テ}近來¹⁶_{文臺端押遣也}

雖五六首繙一紙於一度令讀也此兩様只可任主人之心者歟_(二オ)¹⁷_(一オ)

重次第

先殿上人 次僧綱 次三位 次大納言

次大臣 次女房_{兒尼}
有例 本式或不取

讀師作法 晴儀取笏_{文臺可進居能為見哥也}²¹

應召進寄_{文臺可進居能為見哥也}²¹專不居圓座懸片膝逃座下之²²

足可逃之_{常者右足}²³強_{二くゝ}まらす大略直居テ可令讀之假令

春日同_ク松に寄ル_{微音}いはひといふことをよめるやまと

うた人名ハ不可入聞氣色許也哥ハ句切聲ニ讀上

題ハ初許讀之後ニハ名許也若五六首之時序有ハ

書連タルマヽニ讀テ序ヲ講テ後又題ヲ讀テ可讀和歌_(ニウ)

也無序ハ初題ハカリニいふことをハ可讀也後ニ者名許讀²⁵

テ遇不逢戀寄神祇祝ト許ヲ可讀也

惣題ヲハ可訓讀也雖然閑居ナトハ訓ニ讀テキヽニクキモ

アリ可計歟

懷紙ニ勿觸手縫雖ニ卷返不_レ見自不可直也可任讀師之

所行又雖讀謬再不可讀直先能ニ下讀ヲシテ歌ノ心

ヲ得テ後ニ可出音也講畢不待詠聲早起座可退也²⁷₂₈

清輔家ニハやまと_{云々}³⁰可出音也講畢不待詠聲早起座可退也²⁷₂₈

又詠字ヲなかむといふ

又ゑいすといふ_(二オ)

三說也

今ノ様ハ基俊之說也云々³¹

讀様

公宴

六位官姓名 五位官名 四位官朝臣 三位_{已上}_{自名不加朝臣}三位_{兼官人讀兼官}

大臣家 六位官姓名 五位官名 四位官朝臣 三位_{已上}_{自名不加朝臣}三位_{參議}

權大納言又公卿只前宮内卿ト可讀也_(ニウ)

本云³⁴ 権大納言又公卿只前宮内卿ト可讀也_(ニウ)

先年受庭訓說今所注之也深禁外見而已

是京極中納言入道殿御與書也

和歌會次第 羽林枯木判_(四才、同ウ白紙)

後年又被注置之

中納言入道殿御筆

兼日預題之人裝束隨催參其所和歌清書懷中殊

加用意不可落又不可萎損有衣冠之催者着其裝束

古人所甘心也近代人多着非分束帶漸雖爲常事況

末座之人不可然辨少納言上薦近衛次將等強無難歟

文治内大臣家會皇后宮權亮公衡朝臣衣冠催者着直衣

是臨時處分禁色人也

大將家方將 権中將權少將ト書也主人出客亭_{公卿已下着座奉行告此由}

大臣可然公卿依主人命諸大夫置文臺_{主人之前多用硯蓋}又敷講師

兼在其座

32 三位藤原_{キタラ}³³

圓座立切燈臺(五才)

多徹本高燈臺其打敷上立之

歌人奉行人自下臙任位次參進置哥以左右手取哥

右手取本頗橫持之左手聊加末

若有長押所懸膝長押跪頗膝行膝行略之時先昇

長押之後跪尚頗哩寄歟更披哥聊見之卷之取直

以下御前指置文臺上頗逆行立退歸膝行以後更披見之由

雖有口傳

往年庭訓云嚴重御前近參進更披見之儀末座之者

頗有片腹痛之氣只取直置之穩便歟仍文治建久

略此事39他多守或有披見之人至于仙洞連40御會(五才)

者皆同不披見還成恐故也

各置哥訖主人觸氣色於讀師41頗哩寄當座第二人多動之

隨所便或起座移坐42讀師不讀師取哥折返文臺蓋

置之召寄可然之人近代稱下讀師令重和哥并知位次第且

奉讀師43取之披之置文臺上以下向主入有一題之時先披

端題之哥奥題卷不披觸讀師之後召講師并告之恒例用内多有四位勤例

講師參進

雖有殿上之所於役歎講師者必把笏衣冠之時多畧

不持雖束帶又略之非巨難但可依人辨官儒者尤(六才)

可持之予爲四位中少將之時院御會大畧每度依

仰勤之不把笏

束帶之時昇長押頗膝行着奴袴之時雖畧猶頗遠

坐漸可坐寄歟不正喧圓座上膝行雖不正喧不可遠座

爲慥見文字也見之間頻不伏伍44額うつぶしあふくを号笑講師見苦云さう

頸不可頻動讀和哥之時先一首ヲ見解訖得哥心之

後可出音一句ツヽ切音ニ讀上其句ヲツヽケテ讀上不可

然事也講師ハ哥ニ不讀師已下同音詠吟哥之間無懈

怠之氣色不搖動頸以下身軀正笏人候古儀每人三反

詠之近代下臙哥不過一返讀師被置次哥之後又先47

見其歌訖之後如前讀上之50每哥題如前讀之由

51 あきのよおなしくいけの月ひさしくあきらかなりといへる

事をよめるやまとうた

詠字讀樣說52

亡父之說雖有說53よめると讀可用之54清輔なかむると

讀用之

此由先年申法性寺殿云55仍文治三年二月定隆辨講師

受亡父之說よめると讀彼御記失禮之由有之云56後年

聞之是家說也58

又說ゑいせる江師以之為宜云々三說也其例互存之由亡父(七才)

教訓也習説人以他處失禮也

やまとうた清輔之說是又互不加難

やまとうた所習傳也

讀人名事⁶¹
御前儀禁中雖宮御方用之歟

六位官姓名 左衛門尉藤原秀能

五位官名 左兵衛佐具親^{或說名二字}

四位名朝臣 有家朝臣 通具⁶²

自名不加朝臣

三位以上官姓朝臣有兼官人讀兼官 左近中將藤原⁶³

朝臣 右衛門督藤原⁶³ 式部大輔藤原⁶⁴ 參議⁶⁵ 徒三位

朝臣⁶⁶ 右大將藤原朝臣⁶⁷
（七ツ）

うちのおほいまうちきみ

ひたんのおほいまうちきみ

兩大臣被候之時うちのおほいまうち君ひたんのおほい

まうちきみの字微音ニきこえぬ程に相計

權僧正淮之讀之

題有二之時先次第讀一題畢讀師推披之後又讀題讀
作者如前畧儀常御會皆可讀之由被仰之時非此限雖三

首五首一度讀之哥讀上了卽忘起座退⁷⁰
故寔立公宴

大畧如此臣下哥讀了早速起座

御製講師依仰人勤之内_コ御會依別仰尙可讀 御製之^{（八オ）}

由有御氣色之時非此限猶臣候讀師被弃臣下哥被

置御製之時讀之

題といへる事をよませ給へるやまとうた

大臣家^{（朱）} 親王家准之

讀人名事⁶¹
御前儀禁中雖宮御方用之歟

五位名朝臣 四位右近少將の朝臣 右中辨の朝臣 前但馬守の_コ 前修理大夫_一⁷²

公卿^{正三位} 前宮内卿^{宰相} 権中納言^{侍從}

有序之時召下辨漢字者上爲講師先讀序訖人_コ 詠句_コ了之後讀和哥也序者不論位次取前置

哥也^{（八ウ）}

建久后宮御會序者

中納言任位次被置哥⁷⁵

講師進參之後主人^{召所上首}觸氣色公卿已下近進寄^{本ノマ、}

留本座^{本ノマ、}或召殿上人者數^{其道}講師讀上之後同音詠之

大納言^{隆房卿遁世已後}事訖各復本座^{（ママ）}
主人入御之後（九オ、同ウ白紙）

所々和哥会無詠吟之興退出⁷⁷

詩合講師^{近代藝儀一卷ニ書}
一番ひたりとよむ也或人一番の左とよむ不可然事也

晴哥合左右有講師之儀具在記依不見事不注之

建仁元年三月晦日撰和合雖有其講師之作法讀様各如不存非尋常之儀被出⁷⁹
（哥）女房哥時人之哥讀畢自簾中出之^{（或宮蓋或以同講師令讀之或他人進讀之時）}

儀不定院常御會只自事不始之前地下哥女房哥取具近習之輩持參置之依無此作法也^{（一〇オ、同ウ白紙）}

或折紙
是又中納言人道殿御筆⁸¹

講師作法

取笏本式或不取專不居圓座懸片膝逃右足句切聲二讀上

まつあひたのつるといふ事をよめるやまとうた

題ハ初許讀上

大臣家

五位名朝臣 四位 権右中辨のこ 前但馬守のこ⁸²

如此當世にハ頗竹腹痛片ヒ件朝臣ハすこしきこゆへし

自歌ハ名許

三位已上 從三位 參議 権大納言(一オ)

讀上了不待詠聲早速起座退

和哥書様 隨分所歷注之

中殿⁸⁴

秋夜侍 宴同詠池月久明

應 製和哥

參議正三位行民部卿兼伊豫權守臣藤原朝臣定家上

三行三字

院御所

秋日侍太上皇仙洞同詠百首

應 製和哥(一ウ)

從四位上行左近衛權少將兼安藝權介臣藤原朝臣と上

春廿首

内と常御會之時不書 太上皇仙洞字
春日同詠——應 製和歌

位者同前⁸⁵

后宮

秋夜同詠月契秋久應令和哥

左近衛權少將藤原定家

建久五年八月公卿不書令字

左大將殿大夫 大夫藤原ト令書給兼亮書本官兼86⁸⁷(一三オ)

亮權亮藤原上イイ88ト書

内大臣家 文治三年二月

春日同詠庭梅久芳應教和哥

侍從定家

主人異姓人書姓公卿只詠之和哥ト書人と或不書

同字是一說也

賀茂社哥合承歎89 治永二年三月

其時不詠和哥只依父命書交此事

春日陪賀茂社寶前同詠三首和哥

侍從從五位下藤原朝臣と⁹⁰

霞 黃門 亞相參法輪遍昭廣隆寺木給

秋日遊法輪寺同詠秋山日暮和哥

左近權中將藤原と⁹¹

於山寺會者雖同姓招引猶書姓惣至于私事者和哥ニ不書衛字常習也

右此一冊者令恩借中納言爲益卿以爲秀卿自筆本令書寫者也

一首之哥不論公私三行三字書之常事也

二首哥常說

詠夜郭公和哥

官名

詠夜郭公和哥⁹²〔一三〇〕

五七

七

契不遇戀

如此或文⁹³〔ママ〕

詠二首和哥

官名

夜時鳥

三首哥同上

詠三首和哥⁹⁵〔一三ウ〕

題三首歌各行置^{七々五}

如此書之五首以上續二枚書之宜歟必無定様

此作法細々爲一見所令書寫也更不可免他見而已

左少將爲秀判

此外硯宮蓋木書御日記以下御自筆之證文亦非一
求料紙追而可注加之」〔四〇〕

逐書校畢

光棟

右大辨藤原經元^判〔四ウ〕

校異

1 (細註) 祖父被注之 2 可然人—可然之人 「コノ細註²⁷デハ次項ノ註

ニ續ク」 3 「あふけて」ノ前ニ 又うつふけて是を置兩說也 4 置之

—立之 5 ニ—ニス 6 「文臺」以下「右手ヲ」マデ—ナシ 7 雖—ナ

シ 8 着—座 9 也—ナシ 10 ヲ—ナシ 11 こここ—之 12 取—ナシ

13 (傍訓) コウ—ナシ 14 帚—一帚 15 和哥—和哥木 16 端—端ノ

方 17 近來—但近來 18 (後ニアリ) 皆講了懷紙木下在文臺ニ押折置

也 19 (コノ間ニ次ノ条アリ) 一公宴儀 先殿上人次僧綱次三位次大納

言次大臣次女房兒尼准之 20 讀師—講師 21 可—下 22 圓座—圓座居テ

可令讀 23 之—ナシ 24 之—之也 25 讀テ—讀 26 也—之 27 早—早

速ニ 28 也—也云ニ 29 (声点) やまととうた。30 云々—ナシ 31 云々—

ナシ 32 無官人—無官之人 33 こ—朝臣 34 以下ノ奥書ナシ 35 コノ

細註ナク「京極」ト註アリ 36 主人命—主人之命 37 徹—撤 38 膝行

—行 39 託—ナシ 40 第二人—第二主人 41 之—ナシ 42 次第一其人

次立	43 把—持	44 互—仰	45 あふく—あふのく	46 哥ニ—哥ヲ	47
把笏人—把笏之人	48 近代—近來	49 讀師—講師	50 ト—下	51 ココ	
ニ「一題讀様」アリ	52 説ニ—ナシ	53 云々—ナシ	54 法性寺殿—後		
法性寺殿	55 三年二月—二年	56 定隆—宗隆	57 講師—讀師	58 家說	
一家之說	59 互—ヲ	60 (声点) やまとうた／やまとうた。	61 御前儀		
—御前之儀	62 こゝ—朝臣	63 こゝ—朝臣	64 こゝ—朝臣	65 こゝ—	
藤原—	66 こゝ—藤原朝臣	67 無官人—無官之人	68 字—を字	69	
之時—也	70 忽—急	71 忽—急	72 少將—中將	73 こゝ—の朝臣	74 御
會—ナシ	75 任—ナシ	76 堪其道者歟—堪于道者也	77 之—ナシ	78	
記—舊記	79 女房時—女房之哥之時	80 令—合	81 ヨノ細註ナク「京		
極記	ト註アリ	82 こゝ—朝臣	83 こゝ—朝臣	84 中殿—ナシ	85 位者—
位置	86 大夫—ナシ	87 兼—要	88 ト—ナシ	89 治永—治承	90 法輪
—法輪寺	91 こゝ—朝臣	92 「二行七字」ト表示スル	93 ヨノ間ニ		
「二行七字」アリ	94 或文—或又	95 或文—或又			

『和歌愚僻抄』(底本 文化庁蔵高松宮旧藏本)

現存本三本のうち高松宮旧藏本(写真版に拠る)を底本として翻刻する。底

本は袋綴一冊。江戸初期写と推量される。三康図書館蔵本との校異を掲げる。

三康本は縦二六・六cm横一九・七cmの大和綴一冊。同本は先掲IV類²⁷と同一冊

であり、²⁷の本文の後に『和歌愚僻抄』の本文が合写されている。高松宮旧藏

本とは別途の構成をもち、かつ共々為相—為秀の手を経由したことが奥書から知られるところで注意される。三康本は特に「下官集」に相当する部分の書写型式においてやや粗雑であり、同部分に限つて言えば底本より劣る。しかし底本には所々文字の空白箇所(元の本に存したか又は書写時に判読しえぬまま脱し

たか)があり、その上殊に後半に誤写と映る箇所も目につく。それらの脱字を三康本によつて補い(「」中に記入)、三康本との校異を併せ見ることで在るべき本文を推測しようようにした。高松宮旧藏本の難点を認めながらも、先記した前半部の整序性を考えて底本とした。

なお、三康本に「愚僻抄」の名を思わせる徵候は見られない。書名の詮義を含め、本書の性格を更に検討すべきだと思う。

和歌愚僻抄(題簽)

一書始草子事

假名物多置右枚自左枚書始之¹

舊女房所書置皆如此先人又用之清輔朝臣

又用之或自右枚端書之

伊房卿如此下官付此說摸漢家之摺本右一枚
白紙徒然似公損之故也

一嫌文字事

他人物不然又先達無此事只愚意分別之^(一才)

極僻事也一人無同心之人尤可謂道理况
今當世之人「所」書文字之狼藉過于古

人之所用來心中恨之

緒之音 をちりぬるを書之
仍欲用之

をみなへし をとハ山 (越) をくら山

たまのを をさゝ をたえのはし

をくつゆ てにをハの詞末也

尾の音 おうるのおく山書之故也^(一才)

おく山 おほかた おもふ おしむ
おとろく おきのハ おのへの松 花をある

時おりふし

え
枝ほつえ かえ たちえ 江

笛 斷 消 超 きこえ みえ 風さえて
かえての木 えやハいふきの

へ

うへのきぬ 不堪たへす しろたへ〔二太〕

草木をうへをく栽 まへうしろ

ことゆへ 柏 かなへ とへ問答 おもへは

さへ〔七〕

すゑ ゆくゑ こゑ こすゑ 繪

衛士 爰のこ

ひ

こひ おもひ かひもなく いひしらぬ〔一ウ〕

あひみぬ まひゝと うひこと〔九〕

いさよひの月 おひぬれハ おいぬれハ 又宣

い

にしのたい 鏡たい 天かい

ゐ

藍10 遂つるに 池のいゐ (井) よゐのまよひ又常事也

但此字哥之秀句之時皆通用之
(二行分空白)〔三オ〕

一書哥事

知物様之人然以上句之末下句之行之上14二書之云々

さくらちるこのしたかせハさむから
てそらにしられぬゆきそふりける

如此書雖聞故實之由當時至愚之性

迷而不辨只付讀安枉理可用此說

五 七 五

七 七 「〔三ウ〕

書交眞名之字或落字之時上句雖

不足一行只如「闕」字置「所」次行ニ可

書下句之由灑之

一 草子付色ニ符事和漢有之

假令

古今和歌集卷第二

如此之「所也」

左枚書始 其事時多付件枚清輔朝臣如此〔四オ〕
付之先人左枚雖書之付不書右枚下官用之

以右手引枚依有便也

已上一身存之更無用人

一書歌事 自哥可枚講析也
本定
21
22

書一首之時三行三字

なにはつにさくやこの十
はなふゆこもりいま九

ははるへとさくやこ九〔四ウ〕
のはな

書二首之時無定様是今案也

書三首之時
詠三首和歌

如此書之

五七〔六オ〕
五七題

詠遠尋山花和哥

官名

七五五²⁵
七七

寄河戀

五²⁶
七〔五オ〕

或又此說宜

詠二首和哥

官名

七七七²⁹
七七七

題

七七七²⁹

七七七
七七七題

或說三首歌

五七五³⁰
七七〔六ウ〕

五首歌行如此但五首以下ハ可續番二枚六七首
猶同之必可續之

端作

院 早春 初春 春夜 隨時文字餘時二行云々 次行不置下而書之
春日侍 太上皇仙洞同詠題應

公宴略儀常用之
官位〔兼〕官臣姓朝臣名上
製和歌

春日同詠 こっここ 應製和歌 (七オ)

春日侍 中殿同詠 こっこ 應製和歌
内親王 (東宮准之)
仙院后宮

春日同詠 こっこ 應令和歌

犹柄家 (大臣准之)
公卿同之

春日同詠 こっこ 應教和歌 (應教公卿不書之)
殿上人書之

山寺會雖私遊必書姓官姓名 (主人同姓人
不書姓)

公卿以下家無爲様 (七ウ)

神社

春日陪 石清水寶前同詠——和歌

官位兼官姓朝臣名
惣

公宴書官之唐名事。不見不聞去
今年見此事驚而可驚莫言 (九)

撰歌合清書
不書名只書題歌與二官名書之也
(一行分空白)

和歌會作法 (八オ)
先懷愚詠參其所隨便着座公私同之

次臨披講期召文臺先置講師円座

當御「所」中央置之於私所置亭主前
次召人之歌各隨次置哥於文臺 (本定) 向
其儀文臺下近臨之時膝行置之以哥下可同
御前 (或說同上云々) 44

持參之軸有口傳

五位之中召堪能者私「所」位階下膳 (八ウ)

但儀式時多用四位

次召仰講師
野行幸時右大辨實政朝臣爲講師

花見御幸時藏人入右大辨雅兼朝臣
爲講師

野行幸時右大辨實政朝臣爲講師

花見御幸時藏人入右大辨雅兼朝臣
爲講師

(一行分空白)

次歌人應召近召候

次讀師進寄文臺下取重哥置前 (若位階次第不定ナレハ
召藏人重之)

一二座人木「取テ勤仕之」 (九オ)

野行幸時土御門右大臣第二人勤之保安五

花見御幸之時太政入道爲一座

其時一通開之置文臺 (或問題之時開端哥許
近來強不然)

下於御前以下膳爲先但於僧侶并女歌不論

貴賤終ニ講之

或人云物蓋爲文臺之時件物蓋取廻天
(九ウ)

伏テ置歌云々但此私「所」向亭主置之

無亭主之時只向爲席上之珍人同於會遊之 (本定)
(九ウ)

時只向講師儀不聞先賢之說可案之

次講師讀上之

一句「こ」讀切之但至位署髮號讀之讀訖任餘人

不詠之但餘人無音之時ハ同可詠之

序讀樣同和歌

有兩題之時同題一巡講之講次題雖數十准之

件時更不讀名字於位署不可讀歟比儀近來進歎無沙汰

次可然人「こ」同音詠之」

但初音不助音可加詠歟又爲後近人不可

進詠云「く」有序之時堪能人「こ」詠吟秀句

其後詠歌也

次詠三反了又置次歌作法同前

次臣下歌讀了自簾中被出御製

其時取拂臣下歌更居他文臺非強儀式之時
其歎用之文臺

63

講師又改之四位勤之更講題目講之度

數可倍臣下於御製者以文下向吾方云「く」通後卿也」

又女房歌諸人歌講之時出之兩題之時一題之時

知之

御製文臺66用御硯苔蓋又御製文臺下有立高坏

文臺用螺鈿蒔繪硯苔之由見中記

長元六年二月十六日於白河院子日事歟

嘉保三年三月内裏御公初度

野行幸時用楊苔蓋云「く」說之由通俊卿申之

是見江記」

故人「ノ」云臣下歌讀合御製之時給勅祿云「く」

68新歎私院於鳥羽田中殿竹遐年友講師宰相

中將教長卿勤之

題目讀樣

假令

秋夜同詠聚夜蟲應 製和「歌」一首

如假名讀之至御製詠給ヘルト可讀之

一說云事可讀付云「く」但可依題歎」

假令春心在花是木類尤可讀付歎題目ハ可

訓讀之雖然又三月盡若九月盡不可然如此

事臨時可斟酌歎又和ノ字ハ明讀之歌ノ字ハ

微ニ讀之

位置讀樣

於公家院女院同之

六位姓名 五位官名 四位名朝臣

三位已上官姓朝臣但四位宰相准非參議」

72称歎親王宮 親王73可講位歎若一品親王二品親王三品親王四品親王

於親王大臣家

六位同前 五位官⁷⁴名朝臣 四位官姓朝臣
(右傍ニ「官」ト書キ線ニテ抹消)

三位已上官但至愚作讀名字許

但近代於次所非參議者讀名字者也

題目書様

其日侍 其皇幸75其所同詠翫其物

應製和歌(一二ウ)

是臨幸作所之儀也或說同詠兩字不書又

和歌一首卜書如此事只任意

其夜侍 其所同詠其物應 令和哥一首

是ハ女院后宮諸内親王本所之儀也

或和諧兩字不書 又其日其所非強儀或ハ

不書之

春日侍 中殿同詠一二三 製和哥一首并序

源右府天喜會書樣云人或注侍宴云二 (一三才)

但同字序者之外不書之由見江記

嘉應三年內裏會江帥書樣同之

中殿ハ清涼殿之式侍清涼書之云二

詠二首應 教和歌親王位署公卿家

題78

和哥

題

」(一三ウ)

是有兩題之時儀也尋常儀云二

如例書之凡公家 仙院書製字於女院后宮

并内親王家書令 大臣并卿相家書敎字

女御并御息所家可尋之

女歌者不書題目并名字 御製又題目許

80 欲或被書臣下名

公踐祚太上皇ハ准女院后宮歟

小一條院和歌序匡衡書令字81 (一四才)

又東宮和歌序匡房書敎字或令字至一人
子息ハ雖然公卿書敎字但非家人之者

不可然云二

位署書様

於公家仙院女院同之

位官兼官臣姓朝臣名82 但製字不書之時不書

臣上云二不書之時又一官

於諸家行被書依官多歟83 件度正文見之於署二枚源右府

官姓名84 堀河院御時和歌京極大殿位署命書
散位從一位藤原朝臣云二人以為奇代之位署也

(一四ウ)

爲諸官85 司人於當官若上職之傍官家不

可書官名唯亮若大進と可書之凡諸司

長86 「官」可准之或說云於同姓人家不書姓云二

但故人多書之如何

和歌書様

三行三字書之

但近來不必然故老云墨黒ニ顯然可書之

不可犹手跡云々（五〇）

採題和歌

採題ト云者各別題ヲ各分取詠之

若以「乳」子賦取之時者以採得短冊押紙テ

次書和歌殊不書題目云々

又披講以後追和歌ハ不書題目以前ト書云々

或記云

白帝之時不書詠字云々只名字題許書也

但可書哥所ヲ置之是故老之說也（五〇）
基金吾也

極秘事云々此事其中珍人可「致」者也

末「座」更以不可「致」白紙之由彼故老人所被示也

此外大事木多有云々別帝注之本云（墨滅）

本云

治承二年五月八日書之（ヨノ一行線ニテ抹消）

正應第三曆夏上旬候以秘本書之輒不可及
外見之由誓狀了心中深可謹者也

愚僻抄（六〇）

正應五年三月二日於閑東二階堂謄或人
書了写本冷泉羽林為相朝臣被秘本也

穴賢不可及外見云々（六〇）

校異

1 左枚一左 2 (空白) — 三康本、以下「ゐ」迄ノ各項頭ニ
ニテ補ウ

「一」アリ 4 をたえーをたへ 5 おく山—を山 6 たへすーたへぬ

7 さへー(ナシ) 8 まひゝとーまひゝと 9 うひとーうゐこと 10 三
康本「あゐ」ノ訓アリ 11 いひーはゐ 12 三康本ココニ次ノ條アリ

1 假名字つゝく事

としのう ちにハ るハキ にけりひ とゝせをこ

そとやいはんことし

如此書時極難讀任テ句ヲ書切大切只爲讀安

也

13 一ー(ナシ) 14 上ニ書之云々一上書 15 故實一右筆 16 三康本コノ右

肩ニ「又書交眞名之字之哥詞／不違之様可書也」ノ細註アリ 17 (空白)

一補ウ 18 (空白)一補ウ 19 底本ニ字脱カ、補ウ 20 枚一披 21 枚一被

22 新一断 23 三康本、歌ナシ 24 三康本、以下卷末ニ至ル迄、各項頭ニ

「一」アリ 25 三康本、各句ヲ示サズ「二行七字」トアリ 26 三康本
「二行七字」 27 或又ー(ナシ) 28 題ー(ナシ) 29 三康本「」以下ノ

標示ナシ 30 三康本、標示ナク「題 哥二行七字常事也」トアリ 31 三

康本、次ニ「二行七字」トアリ 32 二ー一 33 (空白)一補ウ 34 巨ー
(ナシ) 35 大臣一大臣家 36 官姓名一官名 37 為一別 38 年ー兩年 39

ー之 40 題ー今題 41 (空白)一補ウ 42 次ー位次 43 三康本コノ傍註ナ

シ 44 同ー向 45 (空白)一補ウ 46 次ー(ナシ) 47 底本五字脱カ、補ウ

48 第ー(ナシ) 49 五ー五年 50 時ー儀 51 一通ー取一通 52 或ー古儀

53 下——向下	54 蓋取廻天——蓋ヲ取過是	55 (空白)——補ウ	56 只——只置哥
云々但此所向亭主	57 同於——同等	58 不——(ナシ)	59 爲——向
之 61 三——二	62 時——儀	63 之——(ナシ)	64 目——自
講師可急退凡哥了可急起也	65 又——御製出之時	66 用——(ナシ)	67 ノ——申
(空白)——補ウ	68 私——新	69	
70 欸——凡	71 院——仙院	72 講——称	73 一品親王若一品親王々
ミト——若一品親王已下二品親王	74 名——官名	75 三康本、コノ傍註ナシ	76
所——前 77 或——式	78 三康本、以下「、、」迄ナシ	79 例——別	80 女
——女御 81 令字——令	82 不——不不	83 之——候	84 枚——故
こ——之 85 奇——希	86	87 唯——准	88 (空白)——補ウ
91	89 ト——申	90 詠之——不詠之	92 和——加
92 和——加	93 只——(ナシ)	94 也——歟	95 (空白)——補ウ
96 (空白)——補ウ	97 (空白)——補ウ		

〈補記〉

翻刻を許可された天理図書館・宮内庁書陵部・京都大学附属図書館・文化庁文化財保護部美術工芸課、並びに図書閲覧に際して種々便宜を賜った上記諸機関をはじめとする諸文庫、また御所蔵本の複写と共に御教示を与えた井上宗雄氏に対し厚く御礼申し上げます。

〔一九八七年十一月六日受理〕